

A

ccounting

会計教育研究

Vol.7

目次

2020年度 会計教育研究所の活動	会計教育研究所 所長	榎岡 源一郎	1
◆コロナ禍における会計実務			
会計事務所におけるICT化の現状と課題		今田 隆幸	2
新型コロナウイルス関連制度			
—法人税及び所得税を中心として—		木村 勇貴	7
コロナ禍が税務・会計実務に与える影響			
—公認会計士・税理士への調査結果より—		谷川 喜美江	13
◆コロナ禍における商業・簿記教育			
ハイブリッド型授業における簿記教育の事例研究			
—ICT活用による複合型授業の展開について—		松田 茉奈美	18
大学における遠隔授業の有用性に関する事例検証		榎岡 源一郎	
—会計教育の視点から見る今後の対面授業の影響について—		渡邊 圭	24
◆2020年度 瑞穂会報告			32

2020年度 会計教育研究所の活動

会計教育研究所が2012年4月1日に設立されてから9年が経とうとしている。設立当初は、会計教育研究の現場として設立された「瑞穂会」を会計教育研究所の組織に加え、公認会計士や税理士といった会計プロフェッショナルの資格取得を目指す人材の育成を図りながら、会計教育に係る研究・調査・研修を中心に活動をしてきた。会計教育研究所は、会計教育研究、商業教育研究、企業の実態を調査研究する研究プロジェクト、公認会計士、税理士、ファイナンシャル・プランナー、商業教育に携わる教員やこれらを目指す方を対象とした研究会・研修会の開催、会計教育研究の現場である「瑞穂会」の運営が主たる活動である。2015年4月1日には、会計教育研究所の会計教育部門の他に、商業教育部門を新たに設けて、会計・商業教育についてさらに調査・研究を深めていった。

しかし、本年度は、新型コロナウイルスの影響で開催予定であった第8回会計・税務研修会及び第5回会計・商業研修会はすべて中止となった。第5回会計・商業研修会は「実践的な商業教育の探求と今後の検討課題～簿記・会計教育を中心にして～」をテーマに2020年3月14日に開催予定であったが、こちらは開催できる社会状況になるまで当面の間は見送ることとした。

一方、2019年度・2020年度の2年間の調査・研究期間の研究プロジェクト「税務分野におけるICT化の進展と会計教育に関する研究」はコロナ禍においても研究を行った。税務分野において近年求められる会計教育は、会計処理方法を教授する教育ばかりではなく、ICTを活用した会計処理及び税務申告・納税に対応できる人材の育成が求められる。そこで、本研究プロジェクトでは、我が国とフランス等の諸外国の制度等の比較研究、経理担当者に対するICTの進展に関する意識調査、税理士・公認会計士に対するコロナ禍による業務及び採用活動への影響調査を実施するとともに、その成果を学会で報告した。本研究プロジェクトは本年度で研究期間が終了となることから、次の研究論集にて、最終成果報告を予定している。

本号では、コロナ禍における税務・会計実務及び商業教育での対応と今後の展望に関する研究調査を行い、その成果を本誌に掲載している。

まずは、税務・会計実務の対応として、アンカー税理士法人代表社員税理士の今田隆幸先生に会計事務所におけるICT化の現状と課題を、税理士の木村勇貴先生にコロナ禍における税務対応・特例をまとめて頂いた。そして、谷川が、税理士・公認会計士を対象に行った調査結果に基づき、コロナ禍における会計事務所の業務及びICT化への対応についてまとめている。



会計教育研究所所長
榎岡 源一郎

つぎに、商業教育での対応と今後の展望についてクラーク記念国際高等学校専任教諭の松田茉莉美先生に遠隔授業とハイブリッド授業における生徒指導上の問題点を指摘して頂き、対面授業と遠隔授業のいずれの授業形態においても対応可能な「複合型授業」という新しい授業形態の提言を頂いている。渡邊との共同研究では、遠隔授業について会計教育の視点から教員側と学生側で利点と欠点の分析を行った。簿記・会計における資格取得の受験指導を行う場合、遠隔授業は学生達に学習させるための一定の拘束的な学習環境を整備する必要があると瑞穂会受講生からのアンケート調査から明らかとなった。

また、「瑞穂会」では、日商簿記検定3級から1級及び税理士試験の一部科目（簿記論・財務諸表論）の講座を開講し、会計教育の実践に関する研究を毎年継続しているが、本年度は状況に応じて遠隔授業を中心とした講座を開講せざるを得なかった。このような、必ずしも学習環境が整っていない状況の中、2020年11月8日に開催された資格の学校TAC主催の簿記チャンピオン大会では、1級の部全国団体賞優勝・3位入賞、全国個人賞準優勝を果たした。10連覇を目指していた全国大学対抗簿記大会（資格の大原 大原大学院大学主催）は毎年開催している形式での開催はなかった。

今年度は「瑞穂会」所属の学生が日商簿記検定1級に4名合格した。税理士試験は簿記論・財務諸表論同時合格者1名、簿記論合格者5名、相続税法合格者1名、消費税法合格者1名の計8名が科目合格した。最近では、「瑞穂会」で学び、検定試験を受験する学生が増えており、全講座で会計教育研究所設立年度の2012年度受験者数は178名、2019年度受験者数は346名であり、2012年度と2019年度を比較すると約194%増となっている。

また、会計教育研究所では、商業教育の職を志す者を対象とした教育研究活動も行い、商業教育指導者の育成を進めている。来年度もまた会計教育研究所の専任教員・兼任研究員一丸となって、教育・研究それぞれの部門でのよりよい成果が報告できるよう邁進していきたいと考えている。

会計教育研究所所長の退任にあたって

榎岡源一郎

2021年3月末をもって会計教育研究所所長を退任するにあたり一言ご挨拶いたします。2012年4月の本研究所設立以来9年の長きにわたり所長を務めさせていただきました。この間、さまざまな先生方また職員の方にお世話になりました。お礼を申し上げます。また、本研究所「瑞穂会」で学んでくれた多くの学生にも感謝します。

4月以降は新たな所長の下、本研究所が一層の発展をされるよう祈念しております。長い間ありがとうございました。

会計事務所におけるICT化の現状と課題

今田 隆幸

I はじめに

年々複雑化する税務・会計に対応していくためには、税理士の自己研鑽はもちろんのこと、税理士間の情報交換や弁護士・司法書士等の専門家との協力関係は必要不可欠である。また、いかに業務を効率的に行うかは税理士業界全体の課題となっており、特にコロナ禍の現状においては、早急なICT化は税理士業の存続にも関わる重要事項であることに疑いの余地はない。

私が代表社員を務めるアンカー税理士法人¹(以下、「当社」とする。)は、東京都千代田区に本店を置くとともに、複数の支店を構え、さらに弁護士等税理士以外の専門家と幅広いネットワークを構築している。このため、税務・会計業務や経営コンサルティングの依頼は全国から届く。当社は、全国に広がるクライアントに対応するため、ICTを積極的に活用している。

そこで、本稿では、当社を事例に会計事務所のICT化を紹介するとともに、その課題と今後の動向について検討してみたい。

II 会計事務所を取り巻くICT化

我が国では、ICT化のための様々な制度整備が行われているところであるが、昨年度末以降のコロナウイルスの感染拡大により、会計事務所のICT化は一段と重要性を増してきた。そこで、ここでは、会計事務所を取り巻く税務・会計におけるICT化の現状として、電子申告・電子納税制度と日本税理士会連合会によるコロナ禍に伴うテレワーク推進を確認することとする。

1. 電子申告・電子納税の導入と大法人義務化

我が国の電子申告・電子納税(以下、「電子申告」とする。)は2004年(平成16年)に始まったが、導入当初は本制度の認知度は低く、クライアントに電子申告の利用を勧めるも反応は鈍かった。さらに、

申告書は電子申告で提出しても、添付書類は原本を郵送等で税務署へ提出しなければならず、その利便性は低いものであった。

しかし、電子申告は、制度導入後ほぼ毎年のように制度が改正されたことで、現在はクライアント、会計事務所の双方にとって、業務の効率性を高める有効な制度となっている。

そして、2020年(令和2年)4月1日以後に開始する事業年度(課税期間)から大法人に電子申告が義務付けられたことで、会計事務所の電子申告への対応は必須となったのである。

2. コロナ禍に伴うテレワークの推進

2020年(令和2年)4月8日に緊急事態宣言が発表されたことを受け、日本税理士会連合会はテレワークに関する会長コメントを発表した。本発表において、日本税理士会連合会神津信一会長は、税理士もテレワークを推し進めていくことを明確に示している²。

そして、これを受けて、2020年(令和2年)4月15日、日本税理士会連合会業務対策部は『税理士の業務とテレワーク(在宅勤務)～新型コロナウイルス感染防止対応版～』を公表し、開業税理士、税理士法人の社員税理士、税理士又は税理士法人の使用人等が自宅で税理士業務を行う場合の税理士法上の問題点・留意点を示した³。これは、税理士にとって長年ネックとなっていた2か所事務所問題への方向性を定めるものでもあった。

以上のように、電子申告の大法人への義務化をはじめとする我が国の制度改正に加え、コロナ禍に伴うテレワークの推進により、会計事務所はこれまでに以上に急速なICT化が求められることになったのである。

III 会計事務所におけるICT化の現状

－アンカー税理士法人におけるICT化－

ここでは、会計事務所におけるICT化の事例として、当社のICT導入例を紹介する。

1. 会計処理

1) 会計ソフトのクラウドシステム導入

従来、クライアントの会計ソフト入力データの

チェックは、訪問後に先方のパソコンで確認する、クライアントにデータをメール添付で送付してもらい確認するという方法が主流であった。

しかし、現在は、クラウドシステムの導入により、常にクライアント、会計事務所の双方がデータへアクセスすることが可能となった。このため、訪問前に会計事務所内でクライアントのデータのおおよそを確認して修正を依頼することが可能となり、効率的に業務を遂行できるようになった。さらに、クライアントの経理担当者からの問い合わせも、お互い同じ画面を確認することで、説明時間の短縮も実現した。さらに、経営分析の帳票を表示して、経営幹部に対するアドバイスにも利用している。

図1 経営分析資料

The screenshot shows a complex financial analysis dashboard with multiple data tables, charts, and summary statistics. It appears to be a professional accounting or financial management software.

(注) クラウドシステムで共有し説明に利用する経営分析資料の例

以上のように、クラウドシステム導入により効率的に業務が進められるようになったことで、システム導入前よりもクライアントとの打合せや相談の時間を長く設けることが可能となり、クライアントに対するよりきめ細やかな対応につながっている。

2) Fintech の利用

Fintech 導入の最大のメリットは、日々の経理入力時間を大幅に削減できることにある。各銀行の入出金データを会計システムに自動で取り込むことをはじめ、顧問料の自動引落システムと連動させることで、預金や売掛金の仕訳入力が必要となる。経費についてもクレジットカード利用明細から自動仕訳を作成できるため、毎月会計ソフトに直接仕訳入力をする割合は全体の半数以下で済むようになった。

また、当然のことながら、日々の預金残高は容易に確認が可能である。

図2 Fintech 利用例①

The screenshot displays a fintech application interface with a table of account balances and transaction details. The table includes columns for account name, description, date, and balance.

金融機関名	口座の名称	勘定科目	最新のデータ更新状況	残高データ (仕訳未計上)
〇〇銀行	〇〇支店/〇〇〇〇-〇	1113 A 〇〇銀行	成功 10.12.11:24	19件 (予定通り)
〇〇カード	〇〇カード/〇〇〇〇-〇	2121 A 〇〇カード	成功 10.12.11:24	2件 (予定通り)

図3 Fintech 利用例②

The screenshot shows a detailed transaction list within a fintech application. It includes columns for date, amount, and description, along with summary statistics.

日付	金額	内容	残高	備考
10/12/11	10,000	入金	10,000	
10/12/12	5,000	引き出し	5,000	
10/12/13	15,000	入金	15,000	

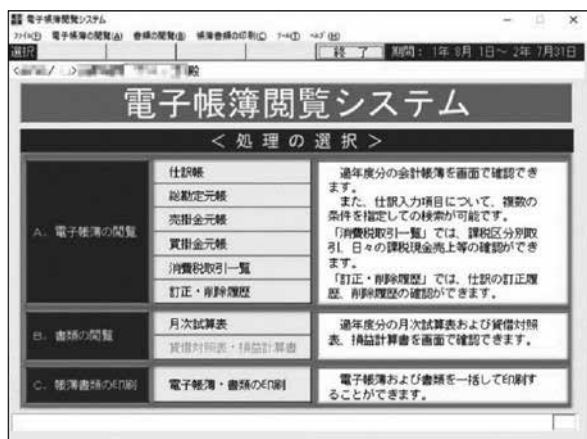
2. 電子帳簿

1998年(平成10年)3月に「電子計算機を使用し作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律」が成立し、同年7月から適用されている。

電子帳簿保存制度は、経済界等各界からの強い要望があったことから、納税者等の帳簿保存の負担軽減を図る等を理由に創設された⁴。また、本制度は、政府税制調査会も『平成10年度の税制改正に関する答申』で、電子データによる保存を認めるべきとの答申を行っていたところであった⁵。

本制度創設当時、税務・会計実務では、会計ソフトに入力したり、OCR伝票を読みこませる等して会計書類を作成し、紙で保存することが一般的であり、当社も同様であった。創設当初は実用性が低かったが、累次の制度改正を経てようやく利便性が向上し、電子帳簿を利用するクライアントが徐々に増加してきた⁶。

図4 電子帳簿システム



(注) TKCシステムによる電子帳簿

2021年度(令和3年度)税制改正で、経済デジタル化及びコロナ禍を背景とする税務関係書類の一部書類以外の押印不要化とともに、本制度の見直しが行われることになった⁷。特に税務・会計実務では、税務当局への事前承認制度廃止や電子帳簿のスクリーン保存要件が緩和されたことで、より利便性が高まるであろう。また、消費税のインボイス導入で、電子帳簿の必要性はさらに増していくことになると思われる。

今後、本制度の活用が進むことで、会計データの管理や利用のための検索時間の短縮等が可能となり、業務の効率化が期待できる。

3. WEB会議システムの導入

当社では、従業員の作業スペース、応接室とも飛沫感染防止用のアクリル板を設置し、従業員にはマスクを配布し、さらに消毒用のアルコールや自動検温器等も設置する等感染対策を行っている。しかし、クライアントの社長や相続税申告の相続人等は高齢であることが多く、感染防止の観点からWEB会議システムの重要性は低くない。

コロナ禍で非接触、密閉・密集・密接の3密を回避することが求められる中、当社ではWEB会議システムを導入した。クライアントの導入済みシステムにも対応するため、Zoom、Skype for Business、Microsoft Teams等を使用している。

クライアントとその紹介者が別の場所にいる場合や当社支店間会議等、WEB会議システムは3拠点以上を結ぶことも可能であり、それぞれが遠方にい

る場合や多忙な場合お互いに移動時間を節約できるメリットも大きい。

図5 WEB会議システム



(注) 当社のWEB会議システム例

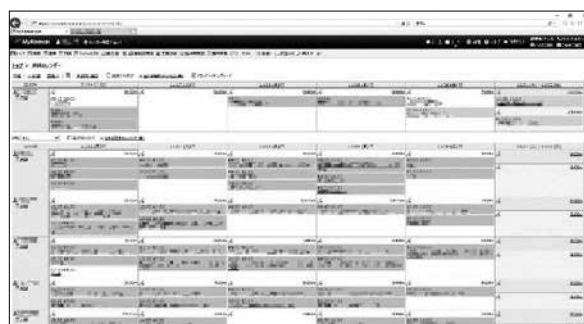
会議資料については、事前にメール等で送付しておくか、随時必要な資料を画面共有し、クライアント等に説明しながらWEB会議システムの共有画面上にマーカー、アンダーラインや補足のコメントなどを付け足し、それを先方に送ることも可能であり、効率性が高まった。

4. 業務管理への導入

1) スケジュール管理

役員を含めた全従業員のスケジュールの相互把握は重要であるが、当社においては、従来は社内の一覧表やイントラネットによる管理に留まっていた。

図6 スケジュール管理



(注) Mykomonによるスケジュール管理例

しかしながら、当社では、従業員数や業務の増加に伴い、各人のスケジュールをリアルタイムに把握できなければ、ダブルブッキングや機会損失を生む

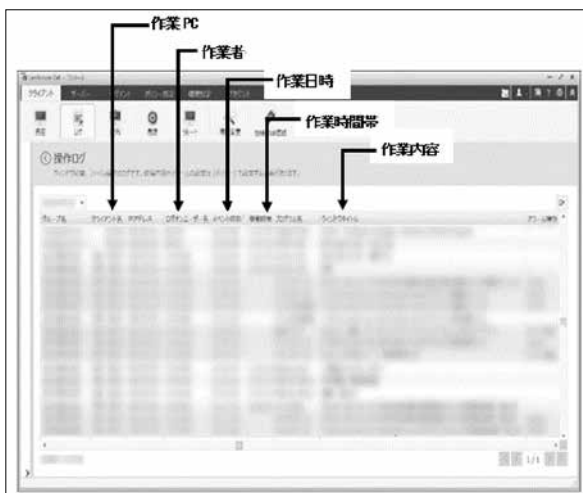
危険性が高まった。このため、全員が外出先からでもスマートフォンでスケジュール入力、変更、削除ができるシステム⁸を導入した。これにより、管理者や業務担当者のみならず、社内の電話対応者も、クライアントからの当社従業員の帰社時間等の問い合わせに、常に正確な情報を伝えることができるようになった。

2) 勤怠管理

クライアントの要望で、遠方の会社やご自宅へ訪問する、夜間に事務所以外の場所で打合せを行う等、業務の都合で自宅から直接クライアントを訪問することや訪問先から自宅へ直接帰宅するケースが増えている。この場合、当社ではスマートフォンから勤務開始時間及び終了時間の入力ができるシステム⁹を導入している。

さらに、テレワークを進めるうえで大きな問題となるのが労働時間の管理である。これは、従業員の健康維持や適正な給与計算をするうえで、非常に重要となる。当社は、成果報酬と勤務時間に応じて給与を支払う両方の給与体系を採用している。このため、8時間の労働時間に対し、業務処理スピードの速い者が半分の時間の労働にも関わらず8時間の労働時間を申請する、反対に業務処理に時間を要する者が業務に10時間要したにも関わらず8時間の労働時間を申請する等、労働時間の虚偽申請リスクは少なからず生じ得る。

図7 ログによる管理



(注) LanScope Catによる勤怠管理例

そこで、当社は、従業員に貸与するノートパソコンのログ管理を行うことで、従業員の労働時間を管理することにした¹⁰。そして、管理者が業務可能時間を制御することで、従業員はパソコンを業務時間外に稼働させることができなくなった。このような管理制度を導入したことで、従業員の無意識の長時間労働防止や管理者の負担軽減が実現した。なお、業務内容により時間外の作業が必要な場合もあるため、当社では申請によりパソコンの稼働時間延長は可能となっている。

IV ICT導入の効果と課題

当社では、会計ソフトのクラウドシステム導入、Fintechの利用、電子帳簿、WEB会議システムの導入、業務管理へのICT導入等により、コロナ禍における感染リスクを軽減し、テレワーク対応による働き方改革を推進している。結果的に、業務効率化による残業時間の減少、移動時間の節約、管理者の負担減少による新たな時間確保等の効果に加え、常に新しいものを取り入れて改善を図ろうとする社内の意識改革が進むなど、ICT導入の効果は大きい。

一方、当社では、ICT化を積極的に推進しているものの、コスト面からICTシステムの導入に消極的であったり、ICTに苦手意識があるクライアントも少なくなく、クライアント側のICTの導入が思うように進まないという問題がある。

しかしながら、コロナ禍で先の見えない状態が長期化していることを背景に、クライアントのICTに対する否定的な意識に変化が生じつつある。今後もクライアントにICT化導入のための指導を行い、ICT化をより推進していくことが急がれる。

V おわりに

国税庁は、2017年(平成29年)6月に『税務行政の将来像～スマート化を目指して～』公表し、おおむね10年後のICT・AIの進展のイメージを示している¹¹。そのイメージは、メールやチャット等多様なチャネルによる相談・回答、AIを活用した相談内容の分析と最適な回答の自動表示、国と地方への電子的提出のワンストップ化、電子納税等の推進、申告内容と財産所有情報等との自動チェックによる申告漏れ等の迅速な把握等であった。

そして、本公表から2年を経過したことから、国税庁は、2019年(令和元年)6月に『「税務行政の将来像」に関する最近の取組状況～スマート税務行政の実現に向けて～』を公表し、具体的に実現した取組や今後の課題を整理し、最近の主たる取組状況を公表している¹²。

また、政府は、2021年(令和3年)9月1日にデジタル庁を発足する予定である¹³。さらに、我が国の消費税にインボイス制度が導入されることで、会計処理は煩雑になることが予想される。このため、特に会計処理の電子化・ICT化の推進は重要であり、かつ、制度導入で電子請求書や電子領収書等の電子情報による取引が大企業で特に増加しており、これ

に伴い中小企業における電子取引保存の重要性が高まるであろうとの指摘もある¹⁴。他に、政府と約70社の会計ソフト会社等においては、企業間での請求書のデジタル化にあたり、国際規格を標準ルールとする方針を示している等¹⁵、我が国では今後も急速なICT化が見込まれる。

このように、デジタル庁発足、電子インボイスの活用等、社会全体のICT化が日々進んでいる。税務・会計業界においても、クライアントに丁寧に説明することで理解を得ながら、さらにICT化を推進し、活用していくことがこれまで以上に要請されることになる。

引用・参考文献等

- 1 アンカー税理士法人は、個人事務所として開設し、現在45年目となる。法人化は約10年前で、本店を東京都千代田区に置き、横浜・札幌にも事務所を有する。特徴は、記帳代行や所得税・法人税・消費税申告等の税務会計業務の他、相続税・贈与税・譲渡所得税等の資産税やM&A、企業再生等にも注力していること及び弁護士・司法書士等と幅広いネットワークを築いていることにある。詳細は、当社ホームページ<http://www.anchor-tax.jp/>(2020年(令和2年)12月22日)参照
- 2 神津信一『緊急事態宣言の発令について(会長コメント)』2020年(令和2年)4月8日(<https://www.nichizeiren.or.jp/whats-new/200408b/>(2020年(令和2年)12月22日))
- 3 日本税理士会連合会業務対策部『税理士の業務とテレワーク(在宅勤務)～新型コロナウイルス感染防止対応版～』2020年(令和2年)4月15日
- 4 古賀大「国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存制度の創設等について(国税関係の改正について)(改正税法詳解1)」『税務弘報』Vol.46 No.6、1998年6月、p.196
- 5 政府税制調査会『平成10年度の税制改正に関する答申』1997年(平成9年)12月
- 6 当社では、電子帳簿システムには「TKC」を利用している。
- 7 自由民主党・公明党『令和3年度税制改正大綱』2020年(令和2年)12月10日
- 8 当社では、スケジュール管理には「Mykomon」を利用している。
- 9 当社では、出退勤管理には「Mykomon」を利用している。
- 10 当社では、ログ管理には「LanScope Cat」を利用している。
- 11 国税庁『税務行政の将来像～スマート化を目指して～』2017年(平成29年)6月23日
- 12 国税庁『「税務行政の将来像」に関する最近の取組状況～スマート税務行政の実現に向けて～』2019年(令和元年)6月21日
- 13 日本経済新聞、2020年(令和2年)12月16日朝刊、4面
- 14 今井達明「電子帳簿保存法の変遷と導入時の検討事項」『税務弘報』Vol.68 No.1、2020年(令和2年)1月、p.74
- 15 日本経済新聞、2020年(令和2年)12月15日朝刊、5面

プロフィール



今田 隆幸(いまだ・たかゆき)

税理士

平成22年7月 アンカー税理士法人設立、パートナー就任

平成25年10月 アンカー税理士法人代表パートナー就任

執筆、取材対応、セミナー講師なども数多く手がける

現在は相続税を中心とした資産税業務に注力している

新型コロナウイルス関連制度 — 法人税及び所得税を中心として —

税理士 木村 勇貴

1. はじめに

令和2年、世界的パンデミックを引き起こした新型コロナウイルスによる影響が我が国の経済に重くのしかかっている。帝国データバンクによると令和2年12月21日時点で新型コロナウイルスによる倒産件数が834件を超えている¹。さらに、新型コロナによる解雇等の人数は見込みを含めて7万6千人以上²、10年連続で減少していた自殺者数も増加し³、あらゆる面に影響を及ぼしている。

我が国は、事態の収束と影響を最小限にとどめるため緊急事態宣言を発令したほか、税制面で「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」（以下「新型コロナ税法」とする）を制定し、国税庁では「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ（令和2年3月（令和3年2月9日更新））⁴」（以下「国税庁FAQ」とする）を公表する等して対応している。

そこで、本稿では令和3年3月以降も適用することが可能なものを中心に紹介していく。

2. 法人税に関する取扱い

(1) 事業年度中における定期同額給与の減額⁵

新型コロナウイルス流行の影響で売上が大幅に減少し、事業の継続や雇用の維持をするために役員報酬の減額をしたい、あるいは検討している会社は多いと考えられる。役員報酬は、定期同額給与・事前確定届出給与・業績連動給与という形態で支払われているもののみ損金へ算入が認められている。定期同額給与を期中で減額した場合は基本的には損金への算入が認められない。ここでは、定期同額給与を減額する際の留意点を解説する。

定期同額給与を減額し、損金に算入させるには、当該定期同額給与の減額改定が業績悪化事由によることが要件となる。国税庁は業績悪化事由に該当する事項をQ & Aで以下のように掲げている。

- I 株主との関係上、業績や財務状況の悪化についての役員としての経営上の責任から役員給与の減額をせざる負えない場合
- II 取引銀行との間で行われる借入金返済のリスクスケジュールの協議において、役員給与の減額をせざるを得ない場合
- III 業績や財務状況又は資金繰りが悪化したため、取引先等の利害関係者からの信用を維持・確保する必要性から、経営状況の改善を図るための計画が策定され、これに役員給与の額の減額が盛り込まれた場合

(注) 国税庁「役員報酬に関するQ & A平成20年12月」（平成24年4月改訂）Q 1

以上のように平常時であれば定期同額給与の減額を事業年度中に行うことは困難である。しかし、今回の新型コロナウイルスの影響による定期同額給与の減額改定は、業績悪化事由による改定に当たる。国税庁は、FAQで以下のように示している。

国税庁FAQ5問6・問6-2

- I 業績悪化による改定事由とは「経営状況が著しく悪化したなどやむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情があること」を指し「業績等が急激に悪化して家賃や給与等の支払いが困難となり、取引銀行や株主との関係からもやむを得ず役員給与を減額しなければならない状況」である場合をいう。
- II 現時点においての「売上などの数値的指標が著しく悪化していない」としても、観光需要が著しく減少し、回復の見通しが立たない場合は、経営環境は著しく悪化していると考えられ、「役員給与の減額等といった経営改善策を講じなければ、客観的な状況から判断して急激に財務状況が悪化する可能性が高く、今後の経営状況が著しく悪化する」場合をいう。

以上のように、新型コロナウイルスによる影響で業績が悪化している、あるいは現状で経営が悪化していなくても、需要の回復の見通しが立たない場合も定期同額給与の減額改定事由に該当する。また、業績悪化事由による定期同額給与の減額改定には、経営状況の悪化が客観的にやむを得ない事情があることを証明する必要があり、単に利益が少ないなど

の理由で減額をすることは利益操作と判定され損金不算入となる可能性が高い。

そのため、臨時の株主総会を開催し、議事録を作成することは勿論、客観的にやむを得ない状況であることを示す資料を文書化し添付または保存する必要があると考えられる。

なお、期中に定期同額給与を増額(再増額をして元の額に戻す場合を含む)する場合は慎重に判断すべきであろう。事業年度中に業績が悪化、または業績の悪化を見込んで減額を行ったが、業績が回復または業績が悪化しなかった場合に、事業年度中に役員報酬を増額すれば利益操作となり増額分が損金不算入になると考えられる。

(2) 欠損金の繰戻還付制度⁶

欠損金の処理には、繰越欠損金と繰戻還付がある。繰戻還付とは、青色申告を提出する法人が、当該青色申告書を提出する事業年度において欠損金が発生した場合、当該事業年度開始の前1年以内に開始した事業年度の所得と相殺して還付を受けることができる制度をいう(法法80①)。つまり、前事業年度が黒字で、当年が赤字という場合に適用することが可能となる。業績が悪化し資金繰りが厳しい場合で、適用要件を満たしていれば繰戻還付を利用することが有効であると考えられる。新型コロナウイルスによる影響で適用法人が拡大されている。

①原則的な欠損金の繰戻還付制度の対象⁷

(措法66⑫)

繰戻還付制度を利用することができる法人は、特殊な事情を除き青色申告書を提出している中小企業者等のみである。

中小企業者等とは、各事業年度終了時点で資本金または出資金が1億円以下の普通法人である。なお、以下に掲げるものは中小企業者等から除かれる。

- ・相互会社及び外国相互会社
- ・大法人(資本金または出資金が5億円以上の普通法人・相互会社及び外国相互会社・受託法人)の完全子会社
- ・100%グループ内の複数の大法人に発行済株式または出資金の全部を取得されている法人。

また、公益法人又は協同組合等・法人税法以外の法によって公益法人等とみなされる法人、人格のな

い社団等も制度の対象となる。

②新型コロナ特例法による対象の拡大

繰戻還付制度は原則的には限られた事業者しか利用することができなかったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響に対応するため、新型コロナ特例法を制定し、期限付きで対象を拡大した(新型コロナ特例法7)。

期限は、令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する各事業年度に生じた欠損金である。なお、対象から除外される法人は以下の法人である。

- ・大規模法人(資本金または出資金が10億円を超える法人及び相互会社、外国相互会社、受託法人)
- ・100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式または出資金の全部を取得されている普通法人。
- ・投資法人及び特定目的会社

つまり、資本金または出資金の額が1億円超から10億円以下の法人にもついても繰戻還付制度を利用することができるようになっている。

③適用要件

繰戻還付制度は、上記①②で除外されていない法人のすべてが利用できるものではない。制度を利用するためには以下の要件をすべて満たさなければならない(法法80)。

- ・欠損金が生じた事業年度と欠損金が生じた事業年度の前1年以内に開始した事業年度にかかる申告書を連続して青色申告で提出していること。
- ・青色申告書と還付請求書をともに欠損金が生じた事業年度提出期限までに提出していること。

④留意すべき事項

本制度は、国税である法人税及び地方法人税に対してのみ適用することができ、地方税である法人事業税及び住民税については適用対象でない。したがって、地方税については繰戻しを受けなかったとして、その欠損金を翌期以降に繰越すための手続きが別途必要となる。

(3) 災害損失欠損金⁸

(2)で解説した繰戻還付制度の対象となっていない場合でも、同様の制度を利用できる可能性がある。それは、災害が生じた場合、当該災害に関連す

る損失の繰戻還付制度である(法第80⑤)。本制度は災害が発生したことで損失が生じた場合、災害が発生した日から同日以後1年以内に終了する事業年度等において、災害損失欠損金を、当該欠損金が生じた事業年度開始の前1年(青色申告書の提出をしていれば2年)以内に開始した事業年度に繰戻して、法人税の還付を受けることができる制度である。

①新型コロナウイルスの影響から生じた災害損失

本制度は、文字通り災害から生じる損失を繰戻すことができる制度であり、すべての損失が対象となるわけではない。新型コロナウイルスの影響から生じた災害損失には次のようなものが該当する。

- ・ 飲食業者等の食材(棚卸資産)の廃棄損
- ・ 感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損
- ・ 施設や備品など消毒するために支出した費用
- ・ 感染発生の防止のための、配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用
- ・ イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損

(注) 国税庁FAQ 5問2

なお、次のものは該当しないため注意が必要である。

- ・ 客足が減少したことによる売上げ減少額
- ・ 休業期間中に支払う人件費
- ・ イベント等の中止により支払うキャンセル料、会場借上料、備品レンタル料

(注) 国税庁FAQ 5問2

②適用要件(法第80⑤)

- ・ 災害損失欠損金が生じている法人
- ・ 還付事業年度から災害損失が生じた事業年度の前事業年度までの各事業年度の確定申告書を連続して提出していること
- ・ 災害損失欠損金が生じた事業年度の確定申告書又は仮決算による中間申告書と同時に還付請求書を提出していること。

適用要件は以上であることから、白色申告書の場合、資本金等が10億円以上の大法人である場合に

についても、前事業年度が黒字であれば前年に繰戻すことができる。また、中間申告でも制度を適用することが可能という点も特徴である。さらに、青色申告書を提出している法人であれば、2期前の事業年度にも繰戻すことができることから、前年が赤字である場合は、(2)の制度は利用することはできなくても、前前年が黒字なら災害損失欠損金の繰戻還付を利用することができる可能性があり検討が必要である。

(4) 寄付金関連

取引先や子会社を支援する目的で製品等を提供したり、一定期間家賃を減額することが考えられる。こうした場合の取扱いを国税庁QFAで公表されているので紹介する。

①企業が自社製品を提供した場合 (国税庁FAQ5問1)

企業が緊急支援の一環として、学童支援施設・社会福祉施設・生活困窮者支援団体・フードバンク活動を行う団体等に自社の製品を無償で提供し、不特定又は多数の生活困窮者等を支援するために、緊急かつ感染流行が収束するまでの期間に限り行われるものについては、その費用は損金に算入することが可能である。

期間に注意する必要があるが、新型コロナウイルスにかかる「流行が収束するまでの間」と記載されており、現状収束の見通しが立っていないため当面適用することが可能と考えられる。

②取引先等に対してマスクを無償提供した場合 (国税庁FAQ5問3)

企業が、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みとして関連する子会社や取引先等に、マスクや消毒液等を無償で提供する場合、緊急かつ感染流行が収束するまでの期間に限り行われるものについては、以下の要件を満たせば、寄付金以外の費用に該当する。

- ・ 提供を行う取引先等において、マスクの不足が生じていることにより業務の遂行上、著しい支障が生じている、又は今後生じるおそれがあること
- ・ その取引先等が業務を維持できない場合には、自社において、操業が維持できない、営業に支障が出る、仕入等が困難になるといった、業務に直接

又は間接的な影響が生じること

なお、上記の要件を満たす場合であっても、自社が無償で提供したマスクや消毒液が取引先等において、転売されていた事実があれば、寄付金に該当することになるため注意が必要である。

③賃料を減額した場合(国税庁FAQ5問4)

不動産賃貸業を営む企業が、新型コロナウイルスの影響で取引先等から賃料の減額を求められ、それに応じた場合、次の要件を満たせば減額分について寄付金として取り扱わない。

- ・取引先等が、新型コロナウイルス関連により収入が減少し、事業を継続することが困難となった、又は事業を継続することが困難となるおそれが明らかであること。
- ・賃料を減額することが、取引先等の復旧支援(営業継続や雇用確保など)を目的としていて、その旨書面等により確認することが可能であること。
- ・賃料の減額が取引先等において被害が生じた後、相当の期間内に行われたものであること。ここでいう、「相当の期間」とは、通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間を指している。

なお、取引先等において、既に生じていた賃料の減免(債権の免除)をする場合も同様である。

また、居住用物件や駐車場の賃貸借契約についても同様の取扱いとなる。

④チケットの払戻しを辞退した場合(国税庁FAQ5問5)

企業が、販売促進目的で一般消費者を招待するために購入していた、または社員の福利厚生を目的に購入していた観劇等のチケットが、新型コロナウイルスの影響で公演中止となり、取引先等の復旧支援のため払戻しを辞退した場合には、以下の要件を満たした場合は寄付金以外の費用に該当する。

- ・債権免除等を行う取引先が、自社の取引先等であること。ここでいう「取引先等」には得意先、仕入先、下請先、特約店、代理店の他、実質的取引関係にあると認められる者が該当する。
- ・新型コロナウイルスの影響で取引先等に生じた被害からの復旧支援を目的としたものであること。
- ・債権免除等が、取引先において被害が生じた後、相当の期間内に行われたものであること。「相当の期間」とは、通常の営業活動を再開するための復

旧過程にある期間を指している。

- ・債権免除等が取引先等の復旧支援のために行われて、その旨が書面等により確認することができること。単なる払い戻しの請求漏れであってはならない。

3. 所得税に関する取扱い

(1) 事業所得において損失が生じた場合の取扱い(国税庁FAQ5問8)

事業所得において損失が生じた場合、青色申告と白色申告で取扱いが異なる。

①青色申告

事業所得で損失が生じて、ほかの所得と通算してもその損失を控除しきれなかった場合、翌年以後3年間にわたり繰越して、各年の所得金額と相殺することができる。また、損失が生じた年の前年も青色申告を行っている場合については、損失を前年に繰戻して還付を受けることも可能である。繰戻還付を受けるためには、確定申告期限までに確定申告書と還付請求書を提出しなければならない。

なお、青色申告をしている場合、災害損失と災害損失以外の損失で取扱いは変わらない。

②白色申告

白色申告をしている事業者の事業所得に損失が生じた場合については、損失の取扱いに制限がある。事業所得で損失が生じて、ほかの所得と通算してもその損失を控除しきれなかった場合には、事業用資産に生じた災害による損失等については3年間の繰越控除が可能である。災害損失以外の損失については、繰越控除は認められていない(変動所得の金額の計算上生じた損失は繰越控除が可能)。また、繰戻還付を利用することは認められていない。

新型コロナウイルス関連で災害損失に該当するもの及びしないものについては、「2 法人税に関する取扱いの(3) 災害損失欠損金」で掲げたものと同様である。

(2) 住宅ローン控除の適用要件の弾力化(国税庁FAQ6問6・問7⁹)

住宅ローン控除は、原則的には10年間、年末の住宅ローン残高の1%の金額を所得税から直接控除を受けることができる制度である。取得の日から6か

月以内に住宅に入居する等の一定の要件を満たさなければならぬ。

住宅ローン控除は、令和1年10月の消費税増税の影響を緩和するため、令和2年12月31日までに入居した場合に限り、特例的に控除期間が13年に延長されている。

しかし、新型コロナウイルスの影響により工事が遅延するなどの事情で、取得や入居等が間に合わず、適用を受けることができないケースが想定された。そこで新型コロナ特例法4条及び6条において、適用要件の弾力化の措置が設けられた。

①住宅建築等の遅延により入居が遅れた場合

13年間の控除を受ける場合には、新型コロナウイルスの影響により入居期限である令和2年12月31日までに入居できなかったとしても、次の3つの要件をすべて満たすことで受けることができる。

- I 次の期間までに住宅取得等に関する契約締結をしていること。
 - i 新築住宅については、令和2年9月末まで
 - ii 中古取得の住宅・増改築等については、令和2年11月末まで
- II 令和3年12月31日までに取得した住宅に入居していること。
- III 確定申告書に入居時期に関する申告書兼証明書を添付すること。

②中古住宅の増改築等の遅延により入居が遅れた場合

中古住宅の取得後に、入居することなく住宅の増改築工事を行い、新型コロナウイルスの影響により工事が遅延した等の理由により、取得の日から6か月以内に入居するという要件を満たせなかった場合、次の4つの要件すべてを満たすことで、控除を受けることができる。

- I 次に掲げるいずれかの遅い日までに住宅の増改築等に関する契約締結をしていること。
 - i 中古の住宅を取得した日から5か月を経過する日
 - ii 令和2年4月30日(新型コロナ特例法施行の日)から2か月を経過する日
- II 住宅の増改築等の終了後、6か月以内に中古の住宅に入居していること。
- III 令和3年12月31日までに中古住宅に入居して

いること。

- IV 確定申告書に入居時期に関する申告書兼証明書を添付すること。

(3) 医療費控除関連

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、予防や検査等例年より多くの医療費関連の支出をしたものと考えられる。ここでは、FAQで公表されている新型コロナ関連の医療費控除について紹介する。

①マスクの購入費用(国税庁FAQ5問12)

まず医療費控除の対象となる医療費から確認をしていく。対象となるのは、I 医師等による治療・診療を受けるための支出II 治療や療養のために必要な医薬品の購入などである(所法73②、所施令207①)。マスクの購入は、予防を目的としたものことから、上記の要件を満たさないため医療控除の対象外となる。

②PCR検査費用(国税庁FAQ5問12-2)

PCR検査の費用はI 医師等の判断により検査を受けた場合とII 自己判断で検査を受けた場合で異なってくる。

- I 医師等の判断により検査を受けた場合
医師等の判断によりPCR検査を受けた場合、その費用は上記3(3)①Iで示したものに該当する。そのことから検査の結果に関わらず医療費控除の対象となる。
なお、医療費控除の対象となる金額は自己負担部分のみである。
- II 自己判断でPCR検査を受けた場合
 - i 新型コロナウイルスに感染していないことを明らかにするために、自己判断で受けた検査費用の場合は、上記3(3)①で示した医療費に該当しないことから、医療費控除の対象外となる。
 - ii 検査結果が陽性で、引続き治療が必要となり、治療を行った場合には、当該検査費も医療費控除の対象となる(所基通73④)。

③オンライン診療に係る諸費用(国税庁FAQ5問12-3)

これまでは患者が病院等に足を運び診療を受けることが一般的であったが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、スマホ等の携帯端末からも診療を

受けることが可能なオンライン診療が徐々に広まりつつある。オンライン診療費に係る諸費用のすべてが医療費控除の対象となるとは限らいため、ここで確認していく。

I オンライン診療費用

医師等による診療・治療を受けるために支出した費用については、上記3(3)①Iで示した医療費に該当することから控除の対象となる。

II オンラインシステム利用料

医師等による診療・治療のために支出したオンラインシステム使用料は、オンラインによる診療に直接必要なものであることから、医療費控除の対象となる。

III 処方された医薬品の購入費用

治療や療養のために必要な医薬品を処方され購入した場合は、その費用は医療費控除の対象となる。

IV 処方された医薬品の配送料

医薬品の配送料は、治療・療養のために必要な医薬品購入費用には該当しないため、医療費控除の対象外となる。

4. おわりに

令和2年12月には大綱が公表され、ポストコロナを見据えた税制(DX投資促進税制・研究開発税制拡充等)が多数みられた。コロナ後に備えられる体力を持つ企業や個人は積極的にポストコロナ税制の活用や投資をしていくことが望ましいだろう。しかし、令和3年1月現在第三波が到来しており、収束の見通しが立っていない。今をしのぐのが精一杯の企業も多く存在するのではないだろうか。影響が長期化すると倒産件数も増加し、資金繰りのさらなる悪化や債券の貸し倒れ、保有資産や投資対象の評価等多くの問題が生じてくる。改めて税務上の取扱いを確認するとともに、国や各省庁・地方公共団体が出している税務関係及び給付金や補助金等の有用な情報を見落とさないようにしなければならない。

引用・参考文献

- 1 帝国データバンク「新型コロナウイルス関連倒産」新型コロナウイルス関連倒産 (<https://www.tdb.co.jp/tosan/covid19/index.html>) (令和3年2月22日)
- 2 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報について」(12月11日現在集計分) (<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000705157.pdf>) (令和3年2月22日)
- 3 警察庁「令和2年の月別の自殺者数について(12月末の速報値)」(<https://www.npa.go.jp/safetylife/scianki/jisatsu/R02/202012sokuhouti.pdf>) (令和3年2月22日)
「令和元年中における自殺者数の状況」(https://www.npa.go.jp/safetylife/scianki/jisatsu/R02/R01_jisatuno_joukyou.pdf) (令和3年2月22日)
- 4 国税庁「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」(令和2年3月(令和3年2月9日更新))
- 5 事業年度中における定期同額給与の減額については長谷川記史「役員給与等における新型コロナウイルス感染症対応」『税務QA』2020.6、2020年6月、46頁～49頁及び菅原英雄「法人税における対応」『税理』第613巻8号、2020年7月、129頁～130頁を参照
- 6 欠損金の繰戻還付については鈴木慎一郎「令和2年度における法人税関係及び新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に関する改正について(下)」『週刊T & Amaser』848巻、2020年9月、27頁及び前掲5菅原、123頁～125頁を参照
- 7 国税庁「No.5763欠損金の繰戻しによる還付」7 (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5763.htm>) (令和3年2月22日)
- 8 山本守之「コロナ対策と法人税の取扱い」『月刊税務事例』第52巻7号、2020年7月、64頁～65頁及び前掲6菅原p124
- 9 新型コロナ特法6条

プロフィール



木村 勇貴

1994年6月30日生まれ

2018年3月 千葉商科大学大学院 修了

2020年8月 税理士登録

コロナ禍が税務・会計実務に与える影響 — 公認会計士・税理士への調査結果より —

谷川 喜美江

I はじめに

業績が悪化した企業、業績が好調な企業、コロナ禍前と主たる業務が変わった企業など、コロナ禍は企業の業績に様々な影響を与え¹、企業の雇用や採用活動にも大きな影響を与えている。

さらに、政府がコロナウィルスの感染抑制のための非接触、密閉・密集・密接の3密を回避する政策を講じたことで、企業はその対応を迫られている。

このように、多くの企業がコロナ禍の影響を大きく受ける中、税務・会計実務では業務や採用活動に影響を受けているか否か及び3密を避けるための特にICT活用による対応を調査するため、公認会計士及び税理士を対象に調査を実施した(図表1参照)。

図表1 調査概要

調査目的	税務・会計実務におけるコロナ禍の影響に関する調査	
調査日	2020年11月9日～2020年11月19日	
調査対象	職業	現在、公認会計士又は税理士の資格を保有し、監査法人・会計事務所(個人・法人)に勤務する者
	年齢	20歳～69歳
	調査地域	日本国内
回答数	217人	
調査方法 ^(注)	インターネットリサーチ	

(注) マクロミル社のアンケートモニターを対象としたインターネットリサーチの方法により調査

本稿では、この調査結果に基づき、コロナ禍が税務・会計実務にどのような影響を与えているかを概観するとともに、コロナ禍の今、そしてコロナ禍後の会計教育はどうあるべきかを検討したい。

II 業務及び採用におけるコロナ禍の影響²

コロナ禍は、我が国の税務・会計実務の業務及び採用に影響を与えているか否か、また、どのような影響を与えているかについて、調査結果を確認したい。本調査の質問と回答は図表2のとおりである。

まず、クライアント数については、コロナ禍前後で変化はないとの回答が63.7%で最も多く、とても増えた・やや増えたとの回答は18.1%、とても減った・やや減ったとの回答は18.2%であった。また、業務量については、変化はないとの回答が47.3%で最も多く、とても増えた・やや増えたとの回答は35.4%、とても減った・やや減ったとの回答は17.3%となり、コロナ禍前より業務量が増えたと回答した者の割合が減ったと回答した者の割合よりも大きくなった。

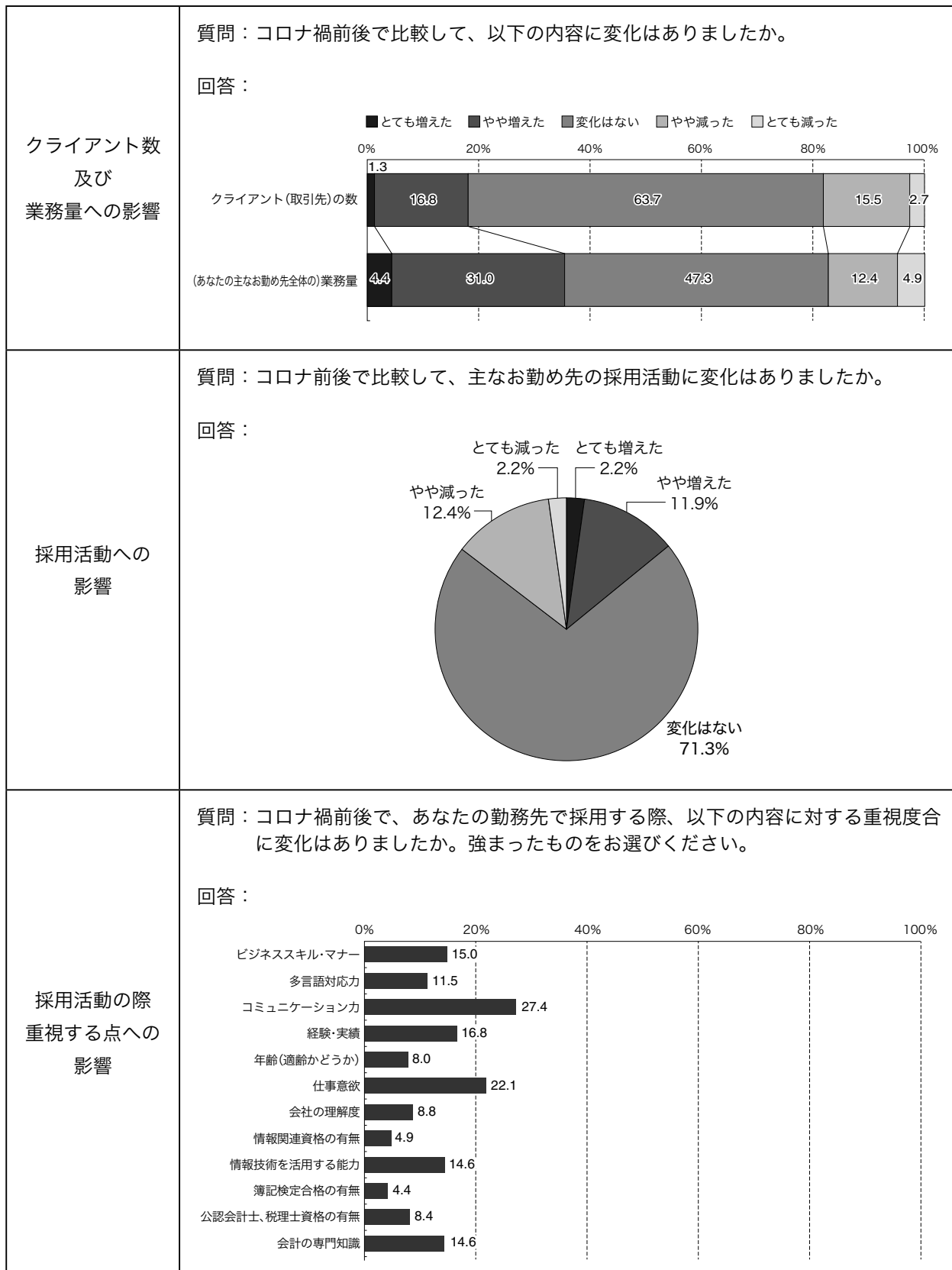
次に、採用活動へのコロナ禍の影響であるが、変化はないとの回答が71.3%であり、とても増えた・やや増えたとの回答は14.1%、とても減った・やや減ったとの回答は14.6%とほぼ同割合であり、採用へのコロナ禍の影響は大きくなかった。

さらに、コロナ禍後、税務・会計実務においてクライアント対応にICTの活用を強化している事例もあることから、採用活動の際に重視する点については、コロナ禍前よりも情報に関する知識を重視しているのではないかと予想していた。しかし、採用活動の際にコロナ禍前よりも情報を重視すると回答した者は、情報技術を活用する能力が14.6%、情報関連資格の有無が4.9%という結果であった。一方、コミュニケーション力が27.4%、仕事意欲が22.1%と、情報に関する知識よりもこれらを重視すると回答した者の割合のほうが高かった。

以上より、税務・会計実務においては、コロナ禍前後で業務量は増えたものの、クライアント数や採用活動に大きな変化はなかった。また、コロナ禍後、採用の際に重視する点については、「ビジネススキル・マナー」「コミュニケーション力」「仕事意欲」「会社の理解度」「会計の専門知識」「情報技術を活用する能力」を選択した者が多かった。

つまり、税務・会計実務では、業務や採用に関しては、コロナ禍の影響は限定的であったと言える。

図表2 業務及び採用におけるコロナ禍の影響に関する調査結果



(注) 2020年11月9日～2020年11月19日に実施した「税務・会計実務におけるコロナ禍の影響に関する調査」より筆者作成

Ⅲ ICT活用におけるコロナ禍の影響

我が国では、人工知能による税務ガバナンスの強化の必要性が指摘されるなど³、税務・会計実務におけるICT化が求められ、推進されてきた。そして、コロナ禍による3密回避の政府の方針により、ICTの利用・導入が加速していることが予想される。

そこで、我が国の税務・会計実務におけるICTの利用・導入に対するコロナ禍の影響を調査した。調査の質問と回答は図表3のとおりであり、ここでは本調査結果を分析したい。

まず、税務・会計実務におけるコロナ禍前後のICT活用については、コロナ禍前にICTをとっても積極的に活用している・やや積極的に活用していると回答した者は43.4%であったが、コロナ禍後はとても積極的に利用している・やや積極的に利用していると回答した者は53.5%と、コロナ禍前よりもコロナ禍後のほうが10%程度高い割合となった。

次に、コロナ禍後にICTをとっても積極的に利用している・やや積極的に利用していると回答した者に対し、業務量等に関する意識を調査した。すると、以前より導入しておけば良かったと思うシステムがあったとの回答がなかったとの回答を上回り、業務量についても減ったとの回答が増えたとの回答を上回った。遠方のクライアント数、クライアントへの評判、ICTを導入したことによる利点については、ICT導入によるネガティブな回答よりもポジティブな回答が大きな割合となった。

さらに、コロナ禍前後のシステムの利用状況については、コロナ禍後に利用割合が増えたとの回答割合が高かったのはビデオ会議システムであった。一方、帳簿や証票の電子保存の利用割合についてはコロナ禍後に利用割合がやや大きくなったが、クラウドシステムやVPNシステムについてはコロナ禍後の利用割合のほうがコロナ禍前よりも小さくなった。

以上より、我が国の税務・会計実務においては、コロナ禍前よりもICTを積極的に利用・導入している者の割合が高くなり、また、利用についてはそのメリットを感じている者が利用によるデメリットを感じている者よりも高い割合となった。一方、システムについては、ビデオ会議システムはコロナ禍前よりもコロナ禍後のほうが利用割合は大きくなった

が、他のシステムについては大きな変化は生じていない。

つまり、システム利用に関してはコロナ禍の影響は限定的ではあったが、我が国の税務・会計実務へのICTの利用・導入全体では、コロナ禍前よりもコロナ禍後の方が、ICTをより積極的に利用・導入していると言えよう。

Ⅳ むすびにかえて

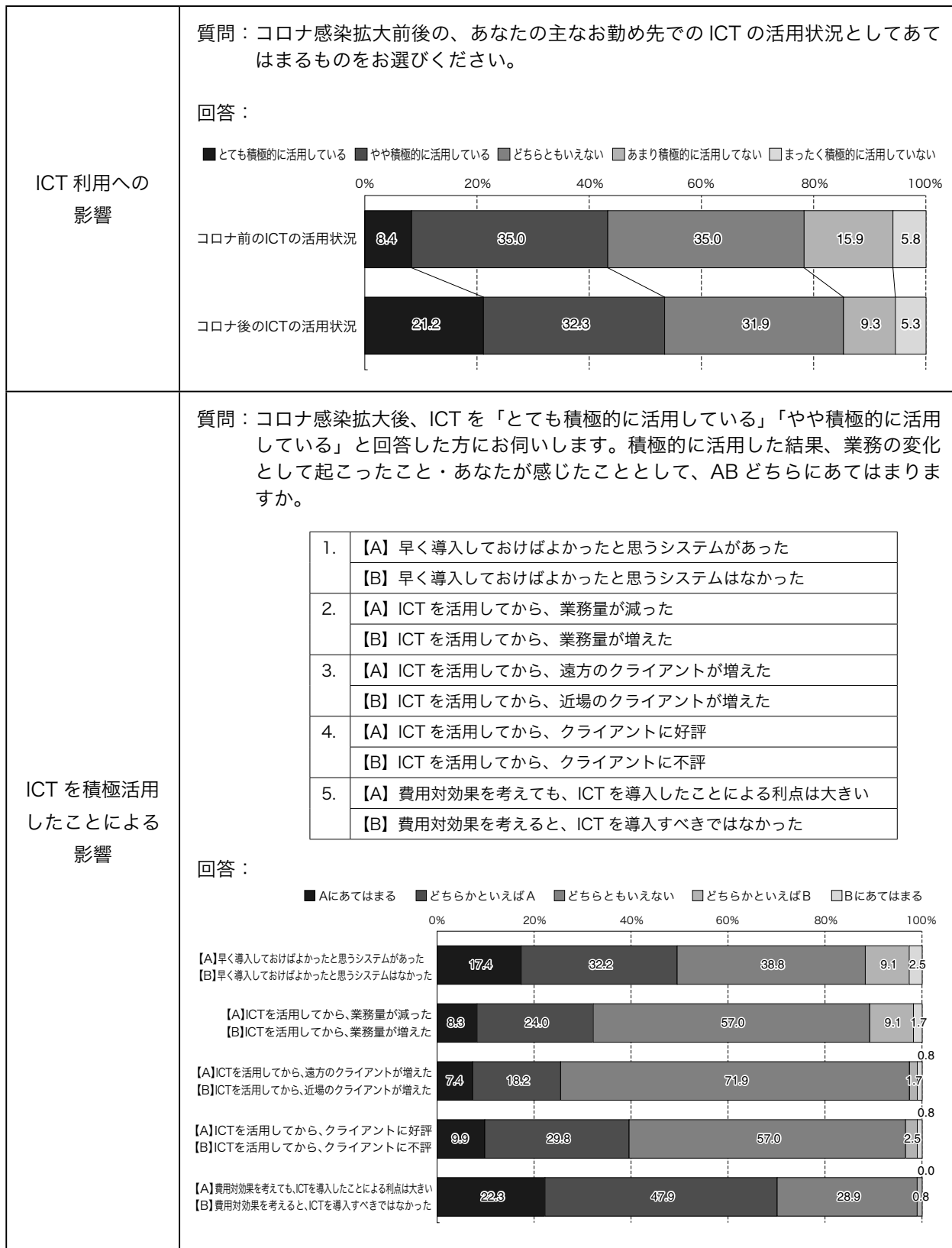
我が国では、1993年(平成5年)10月の臨時行政改革推進審議会が示した『第3次行革審最終答申』以後、我が国における税務行政をはじめとする行政のICT化・電子化が推進されてきた⁴。そして、その後、税務手続きのオンライン化、電子化が進められ、特に税務実務においては、大法人の電子申告義務化など、近年においてICT化が急速に推進されてきた。そして、国税庁ではさらなるICT化推進に取り組んでおり⁵、それを具体化するタイミングが到来しているとの指摘もある⁶。

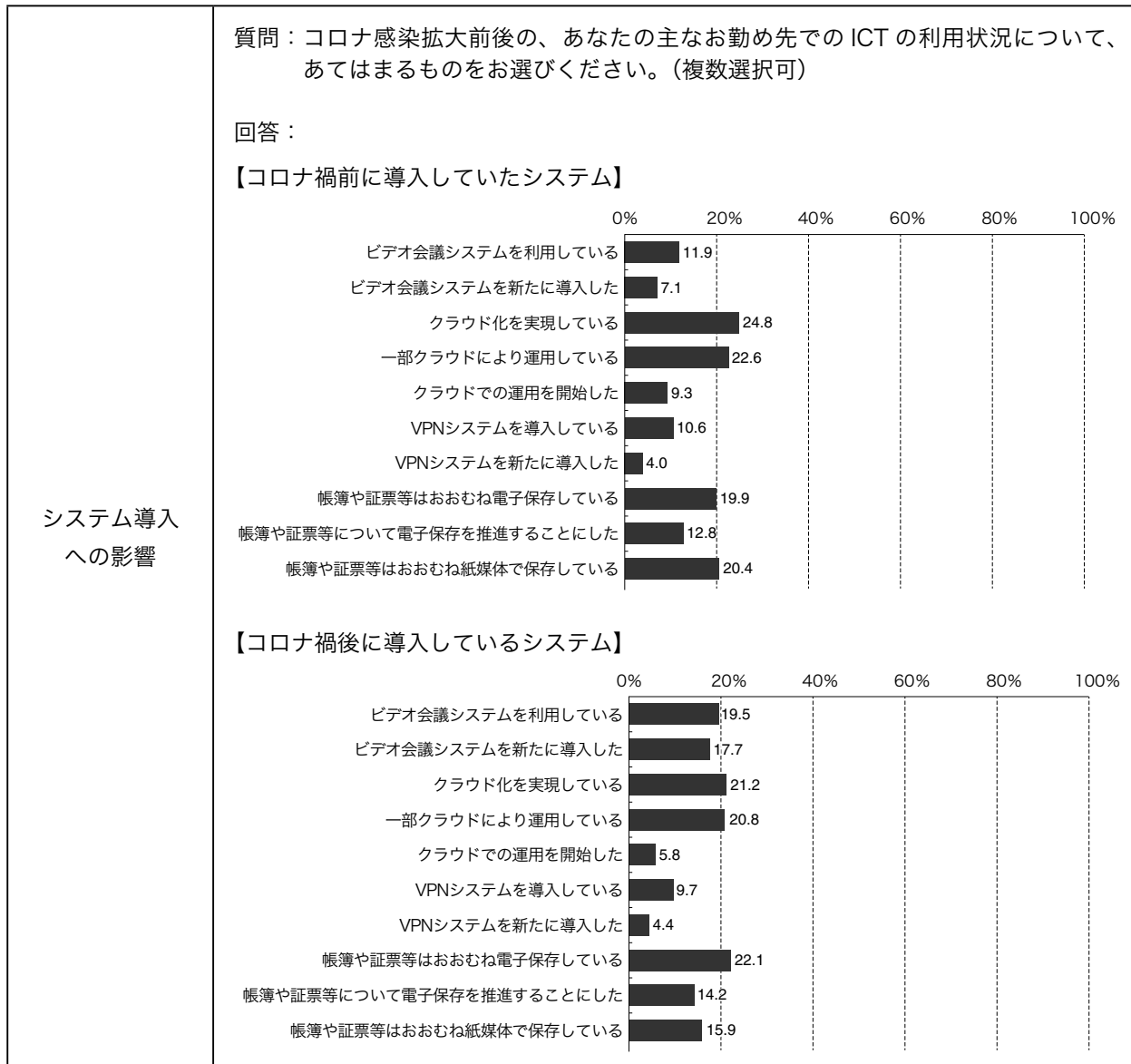
本稿では、このようにICT化の推進という背景も踏まえ、コロナ禍が税務・会計実務へどのような影響を与えているかについて、公認会計士・税理士を対象に実施した調査結果に基づき分析を行った。

その結果、税務・会計実務では、業務や採用に関してはコロナ禍の影響は限定的であり、我が国税務・会計実務へのICTの利用・導入に関してはコロナ禍後に積極的に利用・導入してきたとの結果を得られた。このような状況を考慮すると、これまで推進されてきた税務・会計実務におけるICT化は、コロナ禍を背景により利用・導入のスピードが速まる事が予想される。

そこで、コロナ禍の今、そしてコロナ禍後における会計教育は、会計知識と資格教育に加え、採用で重視するとの意見が多かったコミュニケーション能力を養いながら、情報技術やICT化に対応できる教育が求められよう。

図表3 ICT活用におけるコロナ禍の影響に関する調査結果





(注) 2020年11月9日～2020年11月19日に実施した「税務・会計実務におけるコロナ禍の影響に関する調査」より筆者作成

引用・参考文献等

- 例えば、2020年4月～6月期における世界の主要企業の3割が赤字である一方で、増益となる企業も存在し、コロナ禍による企業への影響は大きい。(日本経済新聞 2020年8月1日朝刊 1面)
- 榎岡源一郎・谷川喜美江・渡邊圭 第43回日本計画行政学会ワークショップ『急激な社会変化に対応しうる人材育成に関する研究-千葉商科大学の会計業界における人材育成を焦点として-』2020年11月17日の谷川報告より再掲。
- 角田伸広「国際課税：グローバル化と情報通信技術の先にあるもの」『税務弘報』Vol.67 No.6、2019年6月、p.58
- 北条論氏は、臨時行政改革推進審議会の『第3次行革審最終答申』1993年(平成5年)10月で情報化推進計画策定が提言され、これにより政府全体としての行政情報化が開始したと述べている。(北条論「税務の電子化の経緯と現状—総論—」『税研』No.191、2017年1月、36頁)
- 国税庁では、2017年6月23日『税務行政の将来像～スマート化を目指して～』及び2019年6月21日『「税務行政の将来像」に関する最近の取組状況～スマート税務行政の実現に向けて～』などにおいて、ICT化の推進を示している。
- 栗原克文教授は国税庁の方針を踏まえ現状について、「ICTの発展に伴う社会・経済の変革に上手くマッチした税務の方策について具体化して実施している機会が到来している。」(栗原克文「ICTの税務への活用」『税理』Vol.63 No.10、2020年8月、p.169)と述べておられる。

ハイブリッド型授業における 簿記教育の事例研究

—ICT活用による複合型授業の展開について—

クラーク記念国際高等学校
東京キャンパス
松田 茉奈美

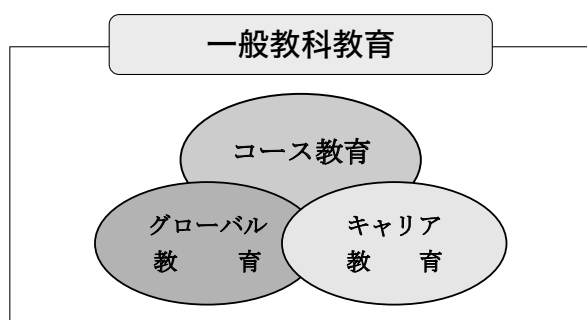
〈目 次〉

1. はじめに
2. 遠隔授業とハイブリッド型授業の取り組み
3. ハイブリッド型授業のメリット・デメリット
4. ハイブリッド型授業のデメリットを改善した簿記の授業事例
5. むすびにかえて

1. はじめに

クラーク記念国際高等学校東京キャンパス（以下、本校とする）は、広域通信制高等学校で2020年度では約600名の生徒が通っており、通信制高等学校ながらも“全日型通信教育”の教育システムを導入し、週5日1時間目から6時間目まで登校する形を取っている。朝学習では、ネイティブ教員による“Schoology”を使用した英語学習を全生徒に実施している。午前中は主要一般教科5教科を全6段階に分けた習熟度別授業を行い、午後は8つのコース活動で生徒自身が興味・関心を抱くことや得意を存分に伸ばすコース教育を設けている⁽¹⁾。今年度、本校では専門分野の知識やスキル・他者と協働できる豊かな人間性・グローバルな視点と力を身につけるために、一般教科教育を基本とした、“コース教育・キャリア教育・グローバル教育”を行っている。

図表1「本校の3つの教育」



出所：本校キャンパス長からヒアリングを行い筆者作成。

また、本校ではICT教育の一環として一人一台タブレット端末を購入し、以下のアプリケーションを使用したICT教育を日常的に行っている。

図表2「本校で使用している教育アプリケーション」

名 称	内 容
Classi	教育活動のICT化を多方面でサポートする。アクティブラーニング、アダプティブラーニング、eポートフォリオ作成に役立つ。
schoolTakt	授業時や放課後で課題・資料等を配信できる。授業内で意見の共有をしたい時にも利用できる。
Evernote	電子ノートブックを使用して、連絡事項や日々の学習活動、課外活動を記録・蓄積・共有する。どこでもノートを管理できる。
Microsoft 365	Word、Excel、Forms等の独自のソフトウェアを使用し、データの共有やグループ学習時の共同作業で使用できる。

出所：本校のパンフレットを参考に筆者作成。

本校では、新型コロナウイルス感染症拡大により2020年4月から遠隔授業を実施し、2020年7月から社会情勢に合わせてハイブリッド型授業を実施してきた。ここでいう遠隔授業とは、生徒と教員が異なる場所からネットワークを通じて授業を受講、教員が授業をライブ配信することを指し、ハイブリッド型授業とは、遠隔授業で受講する生徒と直接対面授業を受ける生徒が同じ授業を受けることを指す。教員は教室で授業を行う。

遠隔授業は生徒の理解度や様子が分かりにくいというデメリットがあり、ハイブリッド型授業は同じ授業に対面参加と遠隔参加の双方がいることから教員の負担が非常に大きい。

そこで、新しい授業の形として今後は、ICT活用による“複合型授業”を実施していく必要があると考える。複合型授業とは対面授業でも、遠隔授業でも対応できる授業形態のことである。つまり、ハイブリッド型授業と異なる点は同時に対面と遠隔を実施しない点である。

図表3「それぞれの授業形態イメージ」

	対面授業	遠隔授業	ハイブリッド型授業	複合型授業
対面授業	○	×	○	○
遠隔授業	×	○	○	○
特記事項	—	—	対面授業 & 遠隔授業	対面授業 OR 遠隔授業

出所：筆者作成。

本稿では、2020年4月から本校で実施していた遠隔授業とハイブリッド型授業の取り組み、それに伴うハイブリッド型授業のメリット・デメリットを述べる。その後、ハイブリッド型授業のデメリットを改善した簿記の授業事例を示し、遠隔授業とハイブリッド型授業の事例研究活動による報告も兼ねて論文を構成する。

2. 遠隔授業とハイブリッド型授業の取り組み

2020年1月24日に「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応に係る情報について、児童生徒、学生、保護者及び教職員等に周知するとともに、安全確保に細心の注意を払っていただく」⁽²⁾と文部科学省からの依頼により、本校でも生徒・教職員の安全を配慮した体制が整えられ以下のような内容に変更し2020年6月末までZoomを使用した遠隔授業を実施した。

手探りながらも本校の3つ教育を達成するために学びを止めず、授業形式を変えて教育活動を実施できたのは、生徒・教職員共に日々のICT教育を継続した成果である。ここで遠隔授業時における本校の活動について示す。

図表4「遠隔授業時における本校の教育活動と実施内容」

教育活動	実施内容
S L 三者面談 二者面談 朝学習	・Zoomを使用しクラス担任専用のID・PASSを配信 ※朝学習は、担任専用のZoomにネイティブ教員がアクセスし、Schoolyを使用して授業配信
習熟度別学習 コース教育 ゼミ学習	・各授業専用のZoomのID・PASSを配信し時間割に応じてアクセス ・各教員が授業をライブ配信
全校集会 学年集会 始業式・終業式 保護者会 キャリア学習 進路説明会	・各学年専用のZoomのID・PASSを配信
進路ガイダンス	・業者を導入し遠隔で実施

出所：筆者作成。

2020年3月24日に文部科学省より「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における教育活動の再開等について(通知)」で「春休み明け以降の学校再開に当たっては、(中略)地域ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要であるとの考え方が示された⁽³⁾」が、生徒や教職員の安全を十分に確保するために必要なアルコール消毒や手袋、検温計の入手が非常に困難だったことや、本校が東京都新宿区にあることから6月末まで上記のような授業形式で教育活動を行った。

7月以降は、「①換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底、②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮、③近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える」⁽⁴⁾ことに配慮して遠隔授業と対面授業を掛け合わせたハイブリッド型授業へと移行した。詳しいハイブリッド型授業例は4. ハイブリッド型授業のデメリットを改善した簿記の授業事例で紹介する。登校する人数を制限し、消毒・検温・マスクの着用の徹底と机にはスクールシールドを設置と教員による消毒作業を実施し感染予防対策を行うことで、ハイブリッド型授業を実現することができた。

図表5「スクールシールドが設置された机」



出所：本校の許可を取り筆者が撮影。

3. ハイブリッド型授業のメリット・デメリット

2020年4月から遠隔授業になり、模索しながらも授業形態を柔軟に変化させハイブリッド型授業に移行し教育活動を行ってきた。現在(2020年12月18日時点)は徐々に通常の対面授業へと移行しつつあるが、まだ学校の“日常”が戻ってきたとは言えない状況である。ここでは、遠隔授業とハイブリッド型授業を実施した際に生じたメリットとデメリットを示す。遠隔授業・ハイブリッド型授業はどちらも教員がライブ配信したものである。

図表6「遠隔授業とハイブリッド型授業のメリットとデメリット」

【メリット】

遠隔授業	ハイブリッド型授業
<ul style="list-style-type: none"> ・授業の資料を提示しやすい ・板書の時間が省ける ・生徒へ質問がしやすい ・データ配信しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔授業と対面授業どちらかを選択することができる ・板書を使って授業をすることができる

【デメリット】

遠隔授業	ハイブリッド型授業
<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の様子がわからない ・長時間画面を見続けることで通常の授業よりも疲れてしまう ・説明のみの授業になり、グループワークなどが難しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔で受講する生徒が置き去りにされてしまう ・グループワークなどが実施しづらい ・指示を2箇所に出さなければならず進行が遅れる

出所：筆者作成。

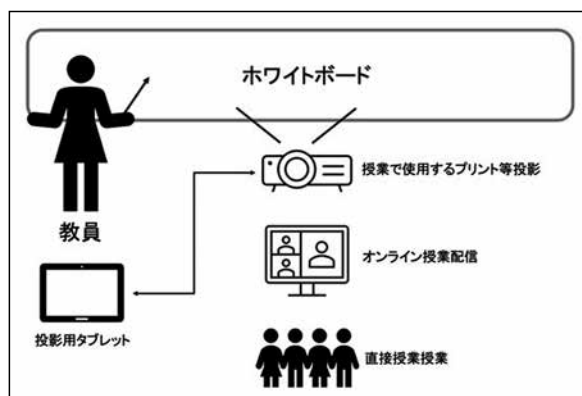
遠隔授業のメリットについては、データ共有がしやすく、生徒は自宅で授業が受けられ、チャット機能を活用しリアルタイムに質問がしやすい点である。ハイブリッド型授業の導入により、遠隔授業と対面授業のどちらかを選択することができ学ぶ選択肢が増えたことから、本校における従来の授業形式の見直しをする機会になったと考える。

しかし、一方で遠隔授業は生徒の様子がわからないことが一番のデメリットであった。直接教員が見ていない状況では、授業内容の理解度や進捗を把握するのは非常に困難であった。それは、ハイブリッド型授業でも同様に対面で授業を受ける生徒の様子はわかるが、遠隔地から授業を受けている生徒の状況を把握するのは、遠隔授業でもハイブリッド型授業でも変わらない。また、指示を対面授業で受ける生徒と遠隔授業で受ける生徒の双方に出さなければならないことや、通信環境が悪く教員の説明が聞き取れなかった生徒や画像が見にくくなってしまった生徒に対して個別対応が即時に求められ、授業中の不測の事態に備えた計画と準備が必要であった。

4. ハイブリッド型授業のデメリットを改善した簿記の授業事例

以上のメリットとデメリットを踏まえ、簿記のハイブリッド型授業の事例について述べていく。ハイブリッド型授業のイメージは図表7の通りである。

図表7「ハイブリッド型授業のイメージ図」



出所：筆者作成。

遠隔授業の利点であったデータ共有のしやすさを活かして、授業で使用していたテキストをEvernoteで撮影し投影した⁽⁵⁾。ハイブリッド型授業実施期間中は、商品有高帳や仕訳帳、総勘定元帳等の単元を実施していたため、図表8のように教材を投影し直接書き込みながら生徒に説明を行った。これは、URLが発行でき後日生徒と共有することもできる。

図表8「Evernoteによる教材投影」



出所：TAC株式会社(簿記検定講座)編著『よくわかる簿記シリーズ 合格テキスト 日商簿記3級 Ver.11.0』TAC出版、2020年発行の教科書を指定して使用した。

しかし、遠隔授業の利点でもあった「チャット機能を使った質問」は、教員が配信用電子機器から離れて授業をしたことで、物理的距離が生まれ瞬時に対応することが難しくなった。これらを解消するために、Microsoft 365 Forms (以下、Formsとする)を使って授業の最後に質疑応答や授業の理解度を測るアンケート(図表9)を行い、次の授業でその内容をシェアすることで、遠隔で参加している生徒も実際に対面授業を受ける生徒と同じように授業を受けることができ一体となって授業を行うことにつながった⁽⁶⁾。

また、本校の簿記の授業は初学者が多くコース授業の一環として行っているため、学年が混在しており生徒たちは不安の中授業を受けていたが、このアンケートの内容を生徒と共有することで「わからないところが自分だけかと思ったが、他にもいて安心した」「もっと頑張りたいと思った」などといった声も上がっていた。

図表9「Microsoft 365 Formsを使った授業アンケート回答と評価の一例」

Q：その他、気になることや授業に関すること、なんでもいいです！コメントを入力してください

難しかったけれど何とかついてこれました。

むずいですが、、、

オンラインでは伝わりずらいところがあるのが難点です

少し理解できた。

少し理解できました

特にないです

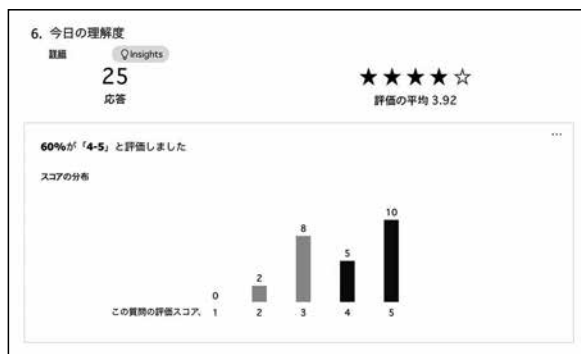
特にないです

難しいので、自分なりに勉強しようと思った

特になし

やっとわからなかった部分が理解できました!もう一度丁寧に説明してくれてありがとうございました

特にないです



出所：筆者作成。

さらに、図表9のようなFormsを使った授業の理解度を測るアンケートを実施することで生徒の理解度が可視化でき、教員側の授業計画の見直しにもつながった。

また、簿記は他の商業科目に比べて演習が多い。遠隔授業においては生徒の様子がわからないことが一番のデメリットだったため、授業内で実施した演習内容を把握し状況を確認する必要があった。しかし生徒個々の画面に演習の実施内容を映し確認するには時間的にも非常に難しく現実的ではない。そこで課題の確認や提出物は、schoolTaktを使用して行った。

図表 10 「schoolTakt を使用した課題提出状況」



出所：筆者作成。

これにより、遠隔授業・対面授業のいずれも即時に演習課題を確認し個々の進捗状況を授業内で把握することができたのである。以上のように遠隔授業とハイブリッド型授業のメリットを踏まえ、様々なICTツールを酷使することでデメリット解消につながる簿記のハイブリッド型授業展開を行うことができた。

5. むすびにかえて

2020年4月より本校の3つの教育を行うために、遠隔授業やハイブリッド型授業を導入し実施してきた。遠隔授業は生徒の理解度や様子が分かりにくいというデメリットがあり、ハイブリッド型授業は同じ授業に対面参加と遠隔参加の双方がいることから教員の負担が非常に大きい。今後は、予測不能な社会情勢に対応することができるようICTを活用した“複合型授業”の実施が現実的であると考える。

著者が実施したハイブリッド型授業を実施できたのは、複数台の通信機器と様々なアプリケーションを使用できた教育環境があったからこそである。図表7にもある通り、ハイブリッド型授業を円滑に行うためには少なくとも2台のPCまたはタブレットが必要であった。実際、1台でもハイブリッド型授業は可能だが、1台だと不測の事態に備えた授業計画は難しく、トラブルがあった際に授業として成り立たなくなってしまう。また、それらを設置する台やその他周辺機器の準備、通信環境など様々な条件を整えることで円滑かつ生徒が安心して授業を受講できる環境が整う。このような条件を短期間かつ、全ての教員に対して準備することは本校でも非常に難しかった。つまり、公立高等学校ではもっと難しく

さらに言えば、全国の学校でハイブリッド型での授業を短期間で導入するとなると不可能に近く実施は現実的ではない。つまり、ICTを活用した新しい授業の形“複合型授業”の実施が今の社会情勢に合わせて柔軟に対応できる形であると言える。

今回、様々な授業スタイルを研究することで感じたことは、教育は対面式で実施し生徒とコミュニケーションを取りながら行うことに意味があるということである。しかし、コミュニケーションの方法は多岐に渡り直接行うコミュニケーションやICTを使ったコミュニケーションが挙げられる。前述したようにアンケートを実施し生徒の理解度を可視化したり、ICTを活用することで円滑に授業が進められたりと、活用の方法次第で質の高い授業を実施することが可能であることが分かった。

しかし、気をつけなければならないのは生徒の心のケアである。2020年5月27日に文部科学省より「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等にあたり、児童生徒に対する生徒指導については、下記の点に留意くださるようお願いいたします。(中略)18歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて増加する傾向があります。特に、新型コロナウイルス感染症に伴う長期にわたる学校の休業においては、通常の長期休業とは異なり、教育活動の再開の時期が不確定であることなどから、児童生徒の心が不安定になることが見込まれます」⁽⁷⁾と示されている。生徒の心のケアは遠隔では十分に施すことができない。教科の内容を教えるだけなら遠隔でも可能であるが、教科指導が教育の全てではない。価値観の異なる人とコミュニケーションを通じて人間形成し日々の学校生活を送ることが、「生き方」・「働き方」といった人格を形成する上では重要である。今後は、社会情勢にも対応できるよう対面授業を中心としたICT活用による“複合型授業”の実施を行う必要がある。

引用・参考文献

- (1) 主要一般教科5教科は国語・数学・英語・社会・理科でSクラスからEクラスと編成し習熟度別授業を行っている。コースにはパフォーマンスコース・保育福祉コース・食物栄養コース・ペット生命科学コース・総合進学コース・インターナショナルコース・スポーツコース・美術デザインコース(順不同)がある。
- (2) 文部科学省「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について(依頼)」2020年1月24日。
- (3) 文部科学省「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における教育活動の再開等について(通知)」2020年3月24日。
- (4) 文部科学省、同上通知。
- (5) PDFのようなムラの無い綺麗な画像を撮影し、生徒と共有することができるアプリケーション。電子ノートのような役割がある。
- (6) アンケートはQRコードを発行し、スクリーンに投影することでハイブリッド型の授業でも双方から回答を得られる。
- (7) 文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について(通知)」2020年5月27日。

プロフィール



松田 茉奈美

2018年3月に千葉商科大学商経学部商学科を卒業し、同年4月より学校法人創志学園クラーク記念国際高等学校東京キャンパスに勤務。現在、3学年担任、進路指導課副主任、総合進学コース副主任として商業教育に携わっている。

大学における遠隔授業の有用性に 関する事例検証

— 会計教育の視点から見る今後の対面授業の 影響について —

榎岡 源一郎
渡邊 圭

<目次>

1. はじめに
2. 先行研究の調査
3. 遠隔授業の定義と指導内容
4. 教員側からの遠隔授業の利点と欠点
5. 学生側からの遠隔授業の利点と欠点
6. むすびにかえて

1. はじめに

文部科学省から2020年1月24日に「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について(依頼)」が公表され、児童生徒、学生、保護者及び教職員等に対して感染症予防に関する注意喚起が行われた⁽¹⁾。同年2月18日には「学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について」が公表され、国内感染を可能な限り抑制することを目的に学校へ発熱症状等がある者は自宅療養を促した⁽²⁾。

同年3月24日に「令和2年度における大学等の授業の開始等について(通知)」の公表により、2020年度(令和2年度)の授業形式に関する対応について示された。当通知では「各学校においては、各地域の感染状況を十分踏まえながら、春季休業期間中はもとより、新学期以降も、引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期すよう宜しくお願いいたします。また、本通知は、各大学等の判断により学事日程の変更や遠隔授業の活用等を行うに当たっての留意事項を改めて周知するものであり、各大学等に対して、学事日程の変更等を行うよう求めるものではないことを併せて申し添えます⁽³⁾」と示されており、授業開始に当たっては多様なメディアを高度に利用する「遠隔授業」を活用して学生の学修機会を確保する旨が示されたのである。

同年5月15日には「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等における教育研究活動の実

施に際しての留意事項等について(周知)」が公表されると「地域における感染症の発生状況や学生の状況等を踏まえ、学生が通学する形で行われる対面での授業(以下「面接授業」という。)の開始・再開等について検討する場合は、各大学等が所在する都道府県等の衛生主管部局とも十分相談すること⁽⁴⁾」と面接授業の実施に関する内容が示された。これは全ての正課科目について面接授業をするのではなく、遠隔授業では学修困難な正課科目について面接授業を実施するという意味である。

このような背景から同年7月時点では、国立大学・公立大学・私立大学・高等専門学校(以下、大学等とする。)1,069校のうち896校(83.8%)が遠隔授業または遠隔授業と面接授業を併用して実施を行い、遠隔授業を実施した812校(84校は無回答)のうち535校(65.8%)が9月以降面接授業へ切替えることを検討中という状況が示されたのである⁽⁵⁾。

その後、同年9月15日には「大学等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について(周知)」が公表され「大学等における教育は、オンライン等を通じた遠隔授業の実施のみで全てが完結するものではなく、豊かな人間性を涵養する上で、直接の対面による学生同士や学生と教職員の間的人的交流等も重要な要素である」とされ、面接授業への切替えを促す周知がなされたのである⁽⁶⁾。

同年9月15日時点で、面接授業という表現が対面授業に修正されているが大学等1060校のうち、849校(80.1%)が対面授業を実施するという回答があった⁽⁷⁾。しかし、全ての正課科目が対面授業になるわけではなく849校のうち173校(20.3%)が、ほとんど対面授業と回答したのに留まっている⁽⁸⁾。

現在、本稿の執筆をしているのが同年12月10日であり、千葉商科大学(以下、本学とする。)では対面授業が一部実施されているが、学生の構内入構者数を昨年度と比較すると、日常に戻ったとは言い難い状況である。昨年度のような学生の賑わいが、大学構内から聞こえる日常が早期に戻るよう切に願っている。会計教育に関する先行研究では指導法等の報告が見受けられるが、習熟度別クラスによる教育効果等、対面授業を前提としたものが多く、遠隔授業による教育効果についての研究報告は少ない。

本稿は、最近の先行研究を調査したうえで、上記で示している遠隔授業の定義を改めて定め、遠隔授業がもたらす教育効果について示すものである。今後は遠隔授業の利点部分を対面授業に取入れた授業展開が求められると考える。

2. 先行研究の調査

我が国における教育目標であるが藤永弘氏は、大学における教育目標を職業会計人の育成を第1の目標として設定し、職業会計人に必要な実践的知識と能力の養成、資格試験による指導、企業の会計担当者に必要な実践的知識と能力の養成を行うべきと述べている⁽⁹⁾。同時に「大学は理論教育を重視し、実践能力の養成にそれほど力を入れていない」⁽¹⁰⁾と指摘している。

実践能力が必要とされるのは、現在は実務において急激な社会情勢の変化に対応できる実務家の育成が求められているためと考えられる。例えば、最近では財務情報の忠実な表現が求められているのは、上場会社に加えて、非上場会社、非営利団体、公共部門の事業体、その他の事業体等の多様な組織体であり、専門的な会計士による監査等の中核を担う役割を超えて戦略的リーダーシップやリスク管理能力まで必要であるとされている⁽¹¹⁾。

柴健次氏は「普通高校出身は会計に関しては全くの初心者である可能性が高い。他方、商業高校出身者は会計のうちの簿記に関しては少なくとも中級レベルの知識を有する。しかし、受入側の大学において学習内容に関して商業高校との連続性が十分に担保されているとはいいがたい」⁽¹²⁾と述べており、説明責任を果たすための記録と報告並びに簿記や会計に関する基礎知識を学生に養わせる会計教育も大学で必要とされている。

このことから小学校・中学校を含めた体系的な会計教育の要領の作成が今後の研究課題になると考えられる⁽¹³⁾。その際に職業に対する考え方やキャリア教育との結びつきが求められる。浦崎直浩氏は、学習指導要領をベースに小学校の算数・家庭、中学校の社会・数学・技術・家庭、高等学校の公民・数学・家庭・情報の科目から会計的視点で体系的な会計教育の研究がなされている⁽¹⁴⁾。中学校における学習指導要領の公民的分野にも会計情報の利用が示されて

いるため、会計教育の必要性が高まっていることが伺える⁽¹⁵⁾。

また、大学の会計教育において習熟度別クラスの教育効果やICTを活用した会計教育についても報告がなされている。習熟度別クラスでは、庄司豊氏・井上秀一氏・掛谷純子氏が複数ある簿記講義クラスを習熟度別クラスと習熟度別クラスではないクラス、いわゆる通常のクラスと比較して学生の成績向上の教育効果について検証した。ここでは、習熟度別クラス編成を実施することの教育効果を、習熟度別クラス編成を実施した年度の学生の成績と実施していない年度の学生の成績を比較して教育効果を測定している。習熟度別クラスは3クラス(応用・標準・基礎クラス)に編成されており、基礎クラスの成績向上効果、標準クラスでは学力格差の軽減効果が読み取れ、応用クラスには変化がなかったと示されている⁽¹⁶⁾。成績評価について、特に応用クラスの成績評価を適切に行うかが今後の課題であるとされている⁽¹⁷⁾。

岩崎千昌氏・柴健次氏は学生同士で作問をさせるモバイルラーニングによる会計教育について研究を行った。これは、学生が講義後に学習内容に関する問題、解答、解説を作成し、インフォテリア社の「Handbook」からモバイル媒体で配信するというものである。ICTの操作方法についても職員を配置して学生指導を行い、授業外の部分まで教育設計をしている⁽¹⁸⁾。この部分については「継続的にICTを活用した授業を展開するには、教員が一人で運営を担当するのではなく、教員をサポートする体制を組織的に整備することが非常に重要だといえる」⁽¹⁹⁾と述べている。作問を担当する学生について、文章表現で課題はあったとしながらも、学生自身が授業で理解できている箇所とそうでない箇所について発見し、何を復習すれば良いかが具体的に把握できるようになったと示された⁽²⁰⁾。

庄野聖一氏・新ヶ江登美夫氏は、授業時間外の学習教材としてMoodleを活用したe-learningシステムを開発した。学習者は問題を間違えた場合、解答からさらに問いかけがあり、間違えた理由を確認できる問題が提示される。それにより、学習者は学習理解度を把握することができ、適切に復習を行うことができるのである⁽²¹⁾。

最近では、このようなICTを活用した先行研究が多くなったことを杉本直記氏の調査からも伺える⁽²²⁾。現在では、どの業種でもICTを利用しているため、今後はICTを利用した小学校・中学校・高等学校・大学等の体系的な会計教育が必要になると考える。日本簿記学会の簿記教育研究部会が最終報告した「高大連携の視点から考える簿記教育」においても、残された課題のうち、「高大連携簿記教育を行うにあたっての補足資料・ツールを開発すべきではないか」⁽²³⁾と示されており、このツールとしてもICTを有効に利用することができる。

また、鹿嶋研之助氏はキャリア教育の立場から「国語、算数・数学、理科など個々の教科や科目の“学ぶ意義や大切さ”を取り上げることは難しい。児童生徒が各教科や科目の“学ぶ意義や大切さ”を理解し、その学習に意欲的に取り組む指導・援助は、各教科、科目の学習、それを担当する教師に委ねられなければならない。そのような指導・援助が教科におけるキャリア教育として求められているのである」⁽²⁴⁾と述べている。体系的な会計教育を検討する場合にはキャリア教育を踏まえることで、より教育効果は高まるのである。

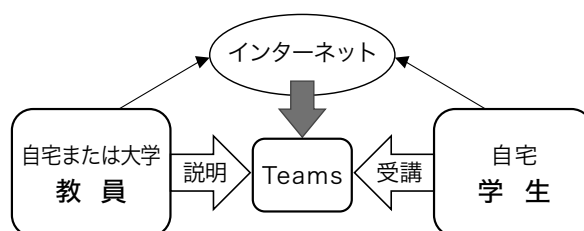
以上のように、先行研究については大学等の「学び場」で実施される対面授業を前提としたものが多い。新型コロナウイルスの影響から1年が経過したため、遠隔授業による先行研究はこれから多くの研究報告があると考えられる。上述した先行研究から会計教育研究には指導法、教育課程等の領域で課題が残されており、本稿では遠隔授業による利点と欠点を指導者側と学生側の立場から考察し、後の遠隔授業を実施するか否かの意思決定や学生指導の有用性を高めるために残すものである。

3. 遠隔授業の定義と指導内容

文部科学省から示された遠隔授業という表現には、多様な方法があり、実際に学生指導を行った授業形式を示すために定義を行う。本稿における遠隔授業とは「教員と学生が大学等場所を限定せずにネットワーク環境のある場所から、ICT媒体を利用して講義及び演習を行う授業形式」をいう。授業を行う時は、PC (Windows10)、ソフトはMicrosoft Teams (以下、Teamsとする。)を使い展開した⁽²⁵⁾。

本学では同年3月から学生は大学構内入構禁止となり教員は自宅からのテレワークを主として、研究活動等、必要があれば大学構内の入構を認めるという状況であり、遠隔授業の準備も必要であったため、春学期開始は同年5月11日となった。当時、教員と学生は基本的に自宅から遠隔授業を行った。

図表1 「遠隔授業のイメージ図」



出所：筆者作成。

教員は大学から遠隔授業を行えたが、学生は自宅にネットワーク環境が整っていない、または、一定の通信量を超えると通信制限が生じる可能性があるという問題があり、通信量を考慮する授業の検討について行わざるを得ない状況であった。本学では、科目に応じて、A方式からD方式という4つの遠隔授業の配信方法を作成して、このうち最適なものを担当教員が選択して実施された。

図表2 「遠隔授業の配信方法」

配信方法	内 容
A方式	教科書または資料等 + 文字解説資料 (オンデマンド) + 課題
B方式	教科書または資料等 + 音声 (オンデマンド) + 課題
C方式	教科書または資料等 + 動画 (オンデマンド) + 課題
D方式	教科書または資料等 + リアルタイム配信 (音声または動画) + 課題

出所：本学の遠隔授業実施要領を参考に筆者作成。

図表2のA方式とB方式は通信量を抑えた遠隔授業方法であり、C方式とD方式は通信量が過大となる遠隔授業方法である。学内アンケートの結果では学生からC方式、次いでD方式による遠隔授業方法がよかったと回答があった⁽²⁶⁾。本学における会計教育研究所「瑞穂会」(以下、瑞穂会とする。)は会計教育研究の実践の場であり、受験者が減少傾向にある会計資格を指導・周知させることで会計教育の発展に寄与するための研究・指導を行っている。

通常時であれば、毎年3回、日本商工会議所及び各地商工会議所主催簿記検定試験(以下、日商簿記検定とする。)3級～1級講座を開講しているが、2020年度は6月に実施される日商簿記検定が中止となり、社会状況も月単位で将来の見通しが困難であったため、図表3のような形で瑞穂会の講座を開講した。

図表3「2020年度瑞穂会開講講座」

募集	4月	6月	12月
税理士講座	日商簿記検定1級取得者又は瑞穂会所属の学生のみ随時募集。		
日商簿記検定1級講座	不開講	開講	開講(1月募集)
日商簿記検定2級講座	不開講	開講*	不開講
日商簿記検定3級講座	不開講		開講

※6月募集では日商簿記検定3級・2級合同講座とし、11月に3級、2月に2級の受験をさせる講座を開講した。11月の3級に不合格の学生は12月募集の日商簿記検定3級講座へ受講講座を変更させた。また、12月以降の授業は全講座を対面授業で実施している(現在2020年12月13日のため、社会状況によっては遠隔授業へ変更になる可能性がある)。

出所：筆者作成。

瑞穂会の授業は通常時の対面授業と同様の指導方法に接近させるため、D方式による遠隔授業を採用した。黒板へ板書する代わりに書画カメラを使い教員がルーブリフ等を利用して手書きで論点をまとめ、学生に説明し、問題演習も同様に行った⁽²⁷⁾。受験指導においては合否の結果が求められるため、遠隔授業における受験結果については後に示す。

また、税理士講座では簿記論・財務諸表論の講座

を開講しているが、日商簿記検定で出題範囲外の論点について動画・テキストを作成し、学生に対して教材を配布した。動画は無音でも学習可能になるよう全編字幕を付けて編集している。授業時間外に質疑応答があれば24時間、可能な限り学生対応にあたったが当時の学生の心境を考えると、多くの時間を学生指導に費やしても満足感を得ることはできなかった。

学生からは「自宅だと勉強に集中できないため、大学の構内で自習をしたい」との相談を多く受けた。このことから、大学という「学び場」の存在こそ、学生にとって最も教育効果を有するのだと再認識させられたのである。

4. 教員側からの遠隔授業の利点と欠点

遠隔授業による瑞穂会の日商簿記検定講座は、6月から11月にかけて実施された。この期間に上述した機材と指導方法により遠隔授業を行い、次のような利点と欠点が明らかになった。なお、瑞穂会の授業時間は9時～17時である。

図表4「教員側における遠隔授業の利点と欠点」

利点	<ul style="list-style-type: none"> ・教材資料共有・Webに投稿した課題提出確認・連絡事項 ・アンケート等の集計・動画による授業時間外の復習 ・授業時間外の質疑応答・補習の円滑化・Web教材の利用
欠点	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の学習状況と進捗が不明確・人間関係の形成 ・授業中に学生の顔と声が読み取れず学習速度の調整ができない ・通信障害・問題集等の課題提出確認が困難・授業内容以外の指導

出所：筆者作成。

利点については、授業時間外に関する内容が挙げられる。また、教材の資料共有、授業欠席者に対して連絡事項の漏れを防止することができた。授業時においてはWeb教材の利用やWeb投稿課題の提出状況についてもタイムリーに把握でき、点数も自動採点機能があるため成績管理の効率性が向上したのである。

アンケート集計等の事務的作業についても効率よく行えた。このような利点に関する部分は対面授業

においても利用できるものは今後、取り入れていきたい。動画等のICT媒体を利用して、いつでも振り返り学習ができる面も教育効果が高いと考える。しかし、「いつでも」学習が行えるため、復習を後回しにしてしまうという負の要因も考えられることから、こちらの学習教材の共有は慎重に行わなければならない。教材提供の効率性という面について利点はあるが、利用方法によっては欠点となる側面もある。

欠点については、授業中に関する内容が挙げられる。遠隔授業では、学生の通信環境を考慮して授業中はカメラをOFF、音声もミュートにしていることから、学生の学習進捗や学習環境について把握することができない。問題集等の学習状況の確認や

授業内容以外の個別相談について円滑に行うことができなかった。学習管理に関するソフトであるClassi、Evernote、schoolTakt等の導入について検討をしたが、瑞穂会の授業に対応させることが難しく、Teamsとそれに関連するソフト以外は使用しなかった⁽²⁸⁾。

5. 学生側からの遠隔授業の利点と欠点

学生側からの遠隔授業の利点と欠点はアンケートにより回答を集計した。アンケート対象の学生は6月～11月に遠隔授業を受けていた瑞穂会所属の学生である。今回のアンケートでは瑞穂会受講生175名の全員から回答を得た⁽²⁹⁾。アンケートの質問と回答結果は図表5のとおりである。

図表5「遠隔授業に関する学生からのアンケート結果」

Q1：今年度は通常の対面授業でなく遠隔授業が実施されました。遠隔授業について下記の当てはまる項目を選択してください。複数回答可	
回 答	回答数
1. 遠隔授業はよかった	106
2. 遠隔授業より対面授業の方が良かった	67
3. 1人暮らしの住まい準備が整っていなかったため遠隔授業は助かった	10
4. その他	3

Q2：授業外についての学習について下記の当てはまる項目を選択してください。複数回答可	
回 答	回答数
1. 自宅等では学習しづらかった。	77
2. 大学等の授業外で学習できる環境が欲しかった	47
3. 問題なく授業外の学習はできた	89
4. その他	0

Q3：対面授業時と比べて遠隔授業時の授業外の学習量は増えましたか。それとも減りましたか。複数回答可	
回 答	回答数
1. 授業時間外の学習量は増えた	62
2. 授業時間外の学習量は減少した	34
3. 正課科目の授業時間外の学習量は増えたが、資格取得講座などの学習量は減少した	29
4. 正課科目の授業時間外の学習量は減少したが、資格取得講座などの学習量は増加した	27
5. 特に変化はなかった	33
6. その他	9

Q4：遠隔授業で困ったことはありましたか。複数回答可	
回 答	回答数
1. 勉強に対するモチベーションが下がらない	101
2. 学習室等の自習教室がないと勉強できない	24
3. 自宅だと甘えてしまい勉強を疎かにしてしまう	98
4. 教員に学習や授業以外の相談がしづらい	37
5. 自宅等に通信環境が整ってなくて困った	8
6. 教員に質問がしづらい	38
7. 人間関係が作れない、または、友達が作れない	57
8. 他の学生の学習進捗がわからない	65
9. 学習方法を1人で悩みを抱えてしまう	31
10. 特になし	20
11. その他	1

Q5：来年度は対面授業に戻ってほしいですか。	
回 答	回答数
1. 全ての科目が対面授業に戻ってほしい	36
2. 概ねの科目が対面授業に戻ってほしい	83
3. 家族の感染リスクがあり遠隔授業のままがいい	29
4. 遠隔授業のままがいい	21
5. その他	6

Q6：遠隔授業の利点について教えてください。複数回答可	
回 答	回答数
1. Web 教材の共有	77
2. 動画等、配布された教材で授業時間外にいつでも復習できる	133
3. 連絡漏れが減った	13
4. 授業時間外にチャット等で教員に質問できる	60
5. 課題が提出しやすい	64
6. その他	10

出所：筆者作成。

このアンケート結果を考察すると Q1 では遠隔授業の対応についてはよかったという回答が全回答のうち 62.37% を占めた。半数以上の学生が遠隔授業について肯定的な回答である一方、Q2 では自宅等では学習しづらいこと、学習環境がないことに困ったという回答は全回答のうち 58.22% とこちらも半数

以上の結果を占めたのである。また、Q4 では勉強に対するモチベーションや自宅等では学習に集中できないという回答が多かった。また、Q2 を回答した学生のうち、上述したような学習環境に関する悩みを抱えている学生の割合を示したものが図表 6 である。

図表 6 「学習環境に関する学生の回答数と割合」

回 答 数	自宅等では学習しづらかった	大学等の授業外で学習できる環境が欲しかった	問題なく授業外の学習はできた	合 計
勉強に対するモチベーションがあげられない	61	35	32	128
学習室等の自習教室がないと勉強できない	21	9	1	31
自宅だと甘えてしまい勉強を疎かにしてしまう	58	31	36	125
合 計	140	75	69	

割 合	自宅等では学習しづらかった	大学等の授業外で学習できる環境が欲しかった	問題なく授業外の学習はできた	合 計
勉強に対するモチベーションがあげられない	34.86%	20.00%	18.29%	73.14%
学習室等の自習教室がないと勉強できない	12.00%	5.14%	0.57%	17.71%
自宅だと甘えてしまい勉強を疎かにしてしまう	33.14%	17.71%	20.57%	71.43%
合 計	80.00%	42.86%	39.43%	

割合は全回答者 175 名と回答数を除して計算している。

出所：筆者作成。

Q2で「自宅等では学習しづらかった」と回答した学生がQ4で「勉強に対するモチベーションがあがらない」、「自宅だと甘えてしまい勉強を疎かにしてしまう」と回答した学生は合計して68%となり、全回答者のうちQ4で「勉強に対するモチベーションがあがらない」、「自宅だと甘えてしまい勉強を疎かにしてしまう」と回答したのは全回答者のうち70%以上の割合を占めた。このことから、瑞穂会のように受験指導を行う場合は学生に対して一定の学習が行える拘束的な環境を整備する必要があるという結果を得ることができた。

つまり、遠隔授業を実施する時には、大学という「学び場」で対面授業を行う時と同様の学習環境が求められるのである。また、遠隔授業はQ6のように授業時間外にWeb教材や動画等による学習が行える利点があることから、授業内以外の指導には有効に働くこともわかった⁽³⁰⁾。

6. むすびにかえて

本稿は、遠隔授業について会計教育の視点から教員側と学生側で利点と欠点の分析を行った。簿記・会計における資格取得の受験指導を行う場合、遠隔授業は学生達に学習するための一定の拘束的な学習環境を整備する必要があると同時に、授業時間外の指導についてはWeb教材や動画等による学習を行うことで復習の向上に有効であることが瑞穂会受講生の遠隔授業に関するアンケートから明らかとなった。

授業内の学習環境をどのように整備すれば学生に対して有効な指導が行えるかについては本稿では明らかにできなかった。遠隔授業を受けた学生はQ5で対面授業に戻ってほしいと回答した学生は全回答者175名のうち116名(66.29%)であるが、現時点では従来通りの対面授業に戻れる時期は明確には言い難い。

しかしながら、従来の対面授業では明らかにできなかった遠隔授業の有用性について示すことができたため、今後は、遠隔授業の利点を活かしながら対面授業による指導を行うことで、より充実した学生指導を行うことが可能になるのである。

引用・参考文献

- (1) 文部科学省「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について(依頼)」2020年1月24日、1頁。
- (2) 文部科学省「学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について」2020年2月18日、1-2頁。
- (3) 文部科学省「令和2年度における大学等の授業の開始等について(通知)」2020年3月24日、2頁。
- (4) 文部科学省「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等における教育研究活動の実施に際しての留意事項等について(周知)」2020年5月15日、2頁。
- (5) 文部科学省「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等の授業の実施状況」2020年7月17日、1-2頁。
- (6) 文部科学省「大学等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について(周知)」2020年9月15日、別紙1頁。
- (7) 文部科学省「大学等における後期等の授業の実施方針等に関する調査」2020年9月15日、1頁。
- (8) 放送大学では対面による授業形式を面接授業(スクーリング)と表現している。
- (9) 藤永弘『大学教育と会計教育』創成社、2004年、332頁。
- (10) 同上書、332頁。
- (11) Borgonovo.A, Friedrich.B and Wells.M.,*Competency-based accounting education, training, and certification : an implementation guide*, Washington, D.C. World Bank Group,2019,p.4.
- (12) 日本公認会計士協会編著『会計基礎教育の歴史と状況』日本公認会計士協会出版局、2019年。
柴健次「第1章 会計基礎教育の必要性」12頁。
- (13) 先行研究では高等学校において「ビジネス会計ゲーム」というボードゲームを作成し、企業経営を体験することで生徒に会計への興味・関心を促進させる指導法が報告されており、小・中学校においてゲーム形式での会計教育も検討することができる。詳細は次の論文を参考されたし。遠藤耕二「簿記会計教育におけるアクティブ・ラーニングの可能性について考える」『神奈川大学心理・教育研究論集』46、神奈川大学教職課程研究室(編)、2019年11月、297-308頁。
- (14) 日本公認会計士協会編著、前掲書。
浦崎直浩「第2章 小学校・中学校における会計基礎教育一学習指導要領の調査」84-122頁。「第3章 高等学校普通科における会計基礎教育」123-130頁。
- (15) 文部科学省『中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 社会編』東洋館出版社、2017年7月、146頁。
- (16) 庄司豊・井上秀一・掛谷純子「簿記教育における習熟度別クラス編成の教育効果」『京都女子大学現代社会研究』22、現代社会研究、2020年1月、35頁。
- (17) 同上論文、36頁。
- (18) 岩崎千昌・柴健次「学生同士による問題作成を取り入れた会計教育におけるモバイルラーニングの授業設計と組織的支援の構築」『関西大学高等教育研究』6、関西大学教育開発支援センター、2015年3月、13頁。
- (19) 同上論文、16頁。
- (20) 同上論文、14-15頁。
- (21) 庄野聖一・新ヶ江登美夫「簿記学習者の誤概念を用いたe-learningの開発」『中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要』50、中村学園大学・中村学園大学短期大学部、2018年3月、261頁。
- (22) 杉本直記「簿記会計教育の潮流—継続的簿記会計学修の正鵠—」『愛知学泉大学紀要』2(2)、愛知学泉大学紀要編集委員会、64-66頁。
- (23) 日本簿記学会誌編集委員会編集・第34回全国大会・簿記会計教育研究部会(最終報告)「高大連携の視点から考える簿記教育」『第34回日本簿記学会年報』、日本簿記学会、2019年8月、7頁。
- (24) 鹿嶋研之助「キャリア教育の歩みとこれからの課題—新学習指導要領を視野に入れて—」『会計教育研究』5、2019年3月、千葉商科大学会計教育研究所、13頁。
- (25) インターネットの通信速度に関しては、下り(Down)40~50Mbps以上が望ましい。自宅での遠隔授業は光回線で通信方式をIpoE方式によるIpv4 over Ipv6通信の環境から行った。これにより、インターネットの通信速度に関しては、1日平均で下り(Down)150~180Mbps、上り(Up)は120~150Mbpsの通信環境で授業が行えた。
- (26) 詳細は本学HPを参照されたし。URL：<https://www.cuc.ac.jp/news/2020/mstsp0000026jc5.html>(アクセス：2020年12月12日)
筆者は、春学期初回はA方式を採用したが学生の要望もありアンケートで回答を得ながら、対面授業へ接近するためにD方式により遠隔授業を行った。日商簿記検定の受験をする正課講義科目を担当していたため、D方式が受験指導上最適と判断した。
- (27) 書画カメラはELMO社の「完全ワイヤレス、可動式書画カメラMO-2」を使用した。また、外付けのWebカメラとヘッドマイクも使用した。学生側から見ている画面も把握するため所有しているスマートフォンまたはタブレットを使い、適切に画面の共有ができていたか確認をしながら授業を展開した。
- (28) Microsoft Formsを使った課題は導入したが、Formsの機能に対応できるような問題しか作問できず、対応できない問題はMicrosoft Word等の他のソフトも併用して問題を作問した。
- (29) 瑞穂会受講講座の退会者も含めた人数なので実際の受験者数とは異なる。
- (30) 回答の中には、「交通費を抑えることができた」、「自分の時間が増えた」という意見もあったが、人間関係の形成の難しさや1人で悩みを抱えてしまうと回答した学生もいたため遠隔授業の時は、このような精神的な面に対しても配慮して学生指導を行う必要がある。

◆2020年度 瑞穂会報告

会計教育研究の実践の場である「瑞穂会」では、受験者が減少傾向にある会計資格を指導・周知させることで会計教育の発展に寄与するための研究・指導を行っております。2020年度の活動は以下のとおりです。

1. 第70回税理士試験講座

○現役生が税理士試験簿記論・財務諸表論・相続税法・消費税法に科目合格しました！

今年度の税理士試験・簿記論合格者数は2,429名(受験者数10,757名・合格率22.6%)・財務諸表論合格者数は1,630名(受験者数8,568名・合格率19.0%)・相続税法合格者数は264名(受験者数2,499名・合格率10.6%)・消費税法合格者数は782名(受験者数6,261名・合格率12.5%)でした。2020年度の税理士試験結果は以下のとおりです。

第70回税理士試験

受験回	第70回			
受験科目	簿記論	財務諸表論	相続税法	消費税法
受験者数	7名	6名	1名	6名
合格者数	6名	1名	1名	1名
瑞穂会合格率	85.7%	16.7%	100.0%	16.7%
全国合格率	22.6%	19.0%	10.6%	12.5%

2. 資格の学校TAC主催

簿記チャンピオン大会(1級の部)

簿記チャンピオン大会では11月大会で団体優勝・3位入賞、個人準優勝しました。

2020年11月大会	
全国団体賞	全国優勝
	3位入賞
全国個人賞	全国準優勝

3. 日本商工会議所簿記検定講座

日本商工会議所簿記検定結果は以下のとおりです。

日本商工会議所簿記検定1級結果

受験回	第156回
受験者数	30名
合格者数	4名
瑞穂会合格率	13.3%
全国合格率	13.5%

日本商工会議所簿記検定2級結果

受験回	第154回
受験者数	56名
合格者数	33名
瑞穂会合格率	58.9%
全国合格率	28.6%

※第154回は2020年2月23日実施。

日本商工会議所簿記検定3級結果

受験回	第154回
受験者数	15名
合格者数	15名
瑞穂会合格率	100.0%
全国合格率	49.1%

※第154回は2020年2月23日実施。

第155回の日本商工会議所簿記検定試験は新型コロナウイルスの影響で中止となりました。

千葉商科大学会計教育研究所

所 長 榊 岡 源一郎

助 教 相 原 安 澄

執筆者紹介

- 榊 岡 源一郎 - 千葉商科大学副学長、会計教育研究所所長、教授
- 今 田 隆 幸 - アンカー税理士法人代表パートナー税理士
- 木 村 勇 貴 - 税理士
- 松 田 茉奈美 - クラーク記念国際高等学校東京キャンパス教諭
- 谷 川 喜美江 - 千葉商科大学商経学部教授
- 渡 邊 圭 - 千葉商科大学基盤教育機構専任講師

2021年3月20日発行

会計教育研究 Vol.7

編集発行者 千葉商科大学
会計教育研究所
発 行 所 〒272-8512
千葉県市川市国府台1-3-1
電話 047-371-6766
印 刷 所 有限会社 銀座タイプ印刷社

ISSN 2189-2822

CUC 千葉商科大学
Chiba University of Commerce